

東中欧におけるネーションの形成

——W. コンツェの遺稿に寄せて——（下）

山井敏章

目次

はじめに

I. キリスト教圏の拡大とネーションの形成

1. キリスト教圏の拡大
2. ネーションの形成：概念史的・理論的考察（以上第46巻第1号）

II. 東方植民とネーションの形成

1. 東方植民とネーションの形成：ポーランドを中心に
2. チェコにおけるネーションの形成

おわりに

<地名対照一覧>

<参考文献一覧>

II. 東方植民とネーションの形成

1. 東方植民とネーションの形成：ポーランドを中心に

キリスト教圏の拡大，それと絡み合って進行した統一国家の形成。われわれはここまで，この二つの要因に注目しつつ東中欧という歴史的空間ならびにそこにおけるネーションの形成過程を追ってきた。東西両キリスト教会の境界線がしだいに確定し，チェコ，ポーランド，ハンガリーなどの諸国家が姿を整えていく9～10世紀を，われわれは東中欧におけるネーションの生成期と捉えることができるだろう。上の三国では，世俗の支配圏と教会組織の管轄区域—ブラハ，グニエズノ，エステルゴムの大司教座—とが一致するという事情にも助けられ，ネーションの理念はドイツやフランスなど西の諸国よりむしろ早期に発達したとさえ言いうる。¹⁾

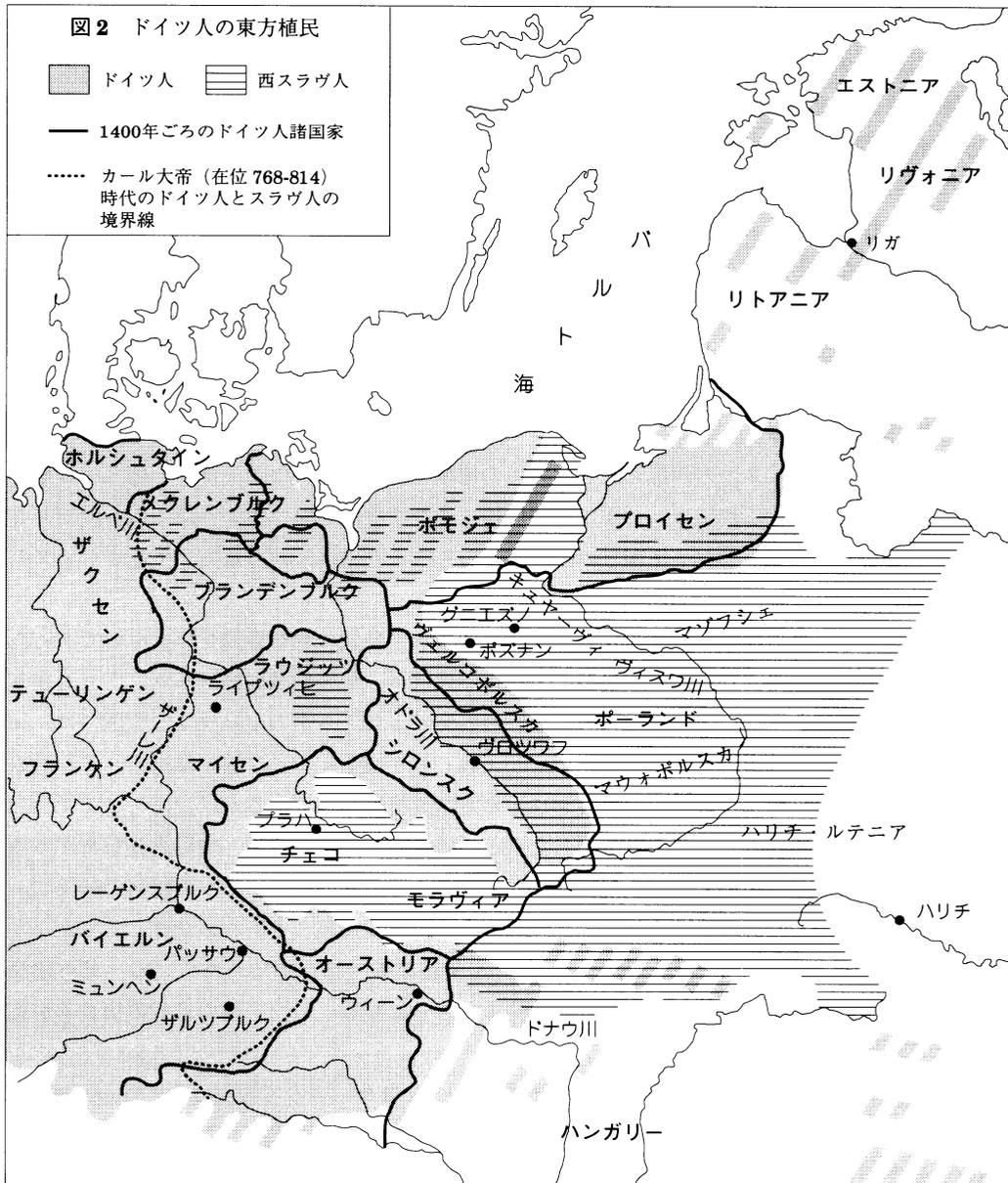
東中欧におけるネーション形成の第二波は12～15世紀に訪れた。これを促す決定的動因となったのは，12～14世紀にかけてのいわゆるドイツ人の東方植民である。東方植民，そしてそれに伴う土地開発（Landesausbau）は，この地の外貌さえ大きく変えるほどの変化をもたらした。10世紀末にはなお，「人の住まない広大な森林・低湿地のなかに開墾地が島のように点在する」というのがこの地の状況であった²⁾，しかし12世紀以降，東方植民の過程でドイツから導入された先進的な農業技術・農地制度により，農業の生産性は飛躍的に向上した。開墾による耕地面積の拡大とも相俟って生産高は大幅に上昇し，人口も増大する。この結果，「不動の森は大きく後退し，

入植を拒む荒地のなかの孤立した定住地から、耕作地の大きなまとまりが現れた。その境界はもはや原生林によってではなく、隣人との直接の接触によって経験されるようになる。しかもこの隣人は同じ民族（Volk）に限らず、潜在的に敵対的な別の諸民族（Nationen）ないし諸部族（Stämme）もまたこれに加わったのである。³⁾

こうして東中欧におけるネーション形成に新たな局面がもたらされた。東方植民についてはわが国でも早くから研究があり、その全容をここで述べることは不要だろう⁴⁾。以下ではとくにポーランドドイツ人東方植民の「古典的地域」（ツェルナック⁵⁾）を主たる事例として、二つの異なるエスニック・グループ、つまりドイツ人入植者と現地スラヴ人の接触の問題に焦点を絞りながら若干の検討を行うことにしよう。⁶⁾

まず、東方植民の過程でエルベ川以東に移り住んだドイツ人—そこには農民だけでなく、貴族、聖職者、商人、手工業者、兵士なども含まれる—は、どれほどの数にのぼるのだろうか。正確な数値は得られようもないが、ある試算はこれを12・13世紀にそれぞれ約20万人と推定している。ただしこれに加えて、植民の進展とともに新たな入植地—とくにブランデンブルク、シロンスク、ポモージェー自体が、さらに東の地に向かう移民の主たる給源となっていく⁷⁾。ポーランドの場合、ドイツから直接大量の移民が流入したのはシロンスク（14世紀前半までポーランド国家連合の一部、以後チェコの属領。なおこの地の植民は13世紀初めに開始された）のみであり、ここでは13世紀の間に住民のドイツ化が大きく進んだ⁸⁾。これに対してヴェルコポルスカおよびキューヴィ（クチャーヴィエン）西部（この二つの地域の植民活動も同じく13世紀初頭に始まり、13世紀末から14世紀初めにかけて最盛期を迎える）では、植民活動の担い手は主としてポーランド人自身であり、ヴェルコポルスカ南西部を除けばドイツ人村落は散見されるという域を越えていない。また13世紀半ばから植民が本格化するマウオポルスカでも、確かにシロンスクを除くポーランドの他の地域よりはドイツ人の比重が高いとはいえ、植民活動の圧倒的部分はやはりポーランド人によるものであった。マウオポルスカの東南部、ハリチ・ルテニア（ロートロイセン＝西ウクライナ）と接するカルパチア山脈山麓の植民活動（14世紀初めに始まる）の場合は、十分な数のポーランド人入植者が得られず、かなりの数のドイツ人がとくにシロンスクから招致された。これは、スラヴ人地域の土地開発にドイツ人が多数関わった最後の例である（マウオポルスカの植民には、さらにウクライナ人、そしてユダヤ人も加わっている）。最後に15世紀に入ってようやくポーランド北東部、つまりキューヴィ東部とマゾフシェの植民が本格化するが、そのほとんどはポーランド人入植者によるものであった。全体として見ると、ドイツ人の比率はポーランドの西から東に向かって急速に低下し、リトアニア地方ではドイツ人の流入は都市のみに限られている⁹⁾。

周知の通り農村の植民は新たな村の建設＝村落設定の形で進められ、その際入植者には、人身の自由、一定の村落自治、永代借地権や相対的に軽微かつ定額の賦課租、さらには数年間の免租など有利な条件が与えられた。植民事業のイニシアティブをとった君主を含む現地の聖俗領主は、土地開発による収入増と支配権の強化を目論んでいた¹⁰⁾。そしてこの目的を実現するため、彼らは当時一般に「ドイツ法¹¹⁾」と呼ばれた上の有利な条件を提示して、先進的農耕技術を持つドイツ人の誘致を図ったのである。その際領主層は、この有利な条件の供与を当初ドイツ人のみに限り、現地民をできるだけ彼らから遠ざけようとした。現地民が新たな自由で「感染」することを阻止し、彼らからは従来通りの賦課租をとりたてようとしたのである。しかし禁令にもかかわらず現



出典：ポスタン (1979), 163 に補筆して作成。

地民農民の逃散が増大し、ドイツ人との差別的取り扱いはまもなく維持しえなくなった。現地のスラヴ人に対するドイツ法の賦与は、すでに1220年にシュヴェーリン伯領で、1247年にはシロンスクで確認される¹²⁾。13世紀後半にはポーランドのほとんどの地域で、「ドイツ法」はエスニックな要因との関連を失っていた。「ドイツ法」による植民が現地民にも認められたことは、確かに彼らの地位の向上をもたらすものではあったが、しかし彼らに与えられた権利はいわば間引きされたものでしかなく、たとえば村落の自治・裁判権はしばしば欠如していた。しかもこの間引きされた権利が、やがてドイツ人にも及ぶことになる。当初有利な権利を享受した入植者が結局¹³⁾

ーツヘルシャフト（農場領主制）下の隷農と化していく周知の過程について、ここではふれるのみに留めておこう。¹⁴⁾

いずれにせよドイツ人と現地民の隔離は貫徹されず、ポーランドではドイツ人のみから成る比較的少数の村落と並び、ドイツ人とポーランド人が相互に接触ないし交流する地域が広く存在することとなった。それでは両者はいかなる意識を以て向き合っていたのか。異質なものと接する際の違和感、軋轢はもとより存在したであろう。ドイツ人の入植に際して現地民が転居を強いられる場合もあったことを考えれば、一定のコンフリクトは避けられなかったと思われる。ただし少なくとも史料上、農村での両者の衝突の事例は知られていない。むしろ近年の研究は、「ドイツ法」による特権が現地民にも認められることによって、共通の利害を持つ統一的農民身分がしだいに形成されていったこと、そしてこのなかで二つのエスニック・グループの同化が進んでいったことを確認している。この同化は、シロンスク南西部、そしてドイツと隣接するヴェルコポルスカおよびマウォポルスカの西部を除き、大半の地域ではドイツ人のポーランド化という形で進行した。出自を異にする農民は、やがてその住地を新たな故郷と感ずるようになる。ただしこの「故郷」は必ずしもポーランド王国とは限らず、むしろより狭い一種の地方パトリオティズムさえ現れた。¹⁵⁾

都市ではどうか。東方植民が農村の村落設定にとどまらず多数の都市建設を伴うものであったことはよく知られている。13世紀初頭に始まる都市の建設は、他の地域同様ポーランドでも主として君主のイニシアティブによって進められた。たとえばシロンスクのヴロツワフ公国では、13世紀に建設された88の都市のうち68が君主、7が司教、9が修道院および騎士修道会、4が貴族によるものであった。ヴェルコポルスカ、マウォポルスカでも同様であるが、ただしここでは13世紀半ば以降貴族による都市建設が数を増した。この結果ポーランドでは、結局貴族都市が多数を占めることになる。¹⁶⁾ 都市の大半は小規模な農村都市であり、その周辺に広がる村落の経済的・法的中心として機能した。これらの都市は、地域によって程度の差こそあれ、全体としてかなり密な都市網を形成し、とくにシロンスクでは15~20 km 間隔で都市が築かれている。都市建設の計画性は個々の都市レベルでも看取され、西側よりさらに整然とした碁盤の目状の街並みが東中欧の諸都市を特徴づける。¹⁷⁾

すでに植民期に先立ち、エルベ以東の地域でもスラヴ人自身によって城塞都市（Burgstadt）—その規模は、少数の家人および手工業者のみを伴う小さな居城から諸侯の「首都」までさまざまである—が築かれていた。植民期の諸都市はしばしばこれらの城塞都市あるいは市場所在地の上に築かれ（たとえばグニエズノ、ポズナン、クラクフ、ヴロツワフなど）、村落から都市に発展する場合もあったが、ただし両者を単純に連続するものと見ることはできない。まずスラヴ人都市は西ヨーロッパの都市と違って農村と別個の法的地位を享受してはおらず、その住民は農村の住民と同じ義務を諸侯ないし聖俗の領主に対して負っていた。また市の開催も特定の期間に限られ、諸侯の役人がこれを監督した。さらにポーランドの場合、手工業者独自の集落が都市とは別に存在し、都市への手工業の集中という事態も見られなかった。植民期における新たなタイプの都市の成立とともに、手工業者集落の機能がこれらの都市に移行する。¹⁸⁾

空間的にも植民期の都市は、スラヴ人都市の単なる拡充によってではなく、むしろしばしばこれに隣接する形で別個に築かれた。新たな都市は独自の市壁を築き、古くからの城は周辺部に追

いやられた¹⁹⁾。さらに重要なのは、これらの都市が農村植民の場合と同様「ドイツ法」²⁰⁾による特権的地位を得たことである。都市の住民は自由民として土地・家屋の譲渡・相続を許された。都市の自治権は農村の場合よりさらに強固であり、西側同様の市参事会制度がやがて成立する。またドイツ法の賦与は市場権の獲得とも結びつき、市場手数料、貨物集散権、通路強制などから都市は利益を得た。ツンフトによる手工業独占も漸次実現される。こうしていわば西欧的タイプの都市が東中欧に移植されたのである²¹⁾。

われわれの問題にとって重要なのは、こうして設立された植民都市のロカトール（建設請負人。ほとんどの場合彼らは都市の長 Vogt の職についた²²⁾）および市民の大半がドイツ人だったことである。なるほど13世紀後半、そしてとくに14世紀になると都市住民中のポーランド人の比率が高まるが、それでも比較的大規模な都市では、市民の3分の2ほどがドイツ人から成るのが普通だった（15世紀初頭にヴロツワフ、ゲニエズノの人口は約2万人、クラクフは1万4000人、ポズナンは4000人ほどであった）。マウオポルスカのオルクシュについては14世紀前半の完全な市民リスト（正規の市民以外の居住者は別）が残されており、これによれば市民の97%がドイツ名前を持っていた。同じマウオポルスカのクラクフでも市民の大半はドイツ人であり、彼らは主としてシロンスクから移住した者であった²³⁾。16世紀末に至るまで、クラクフでは市の公文書（市参事会決議、判決文、ツンフト規則など）がドイツ語で書かれている。このクラクフをはじめ、都市の多くの教会ではドイツ語で説教が行われた。一方正規の市民以外の層、つまり土地・家屋あるいは税負担に応じるだけの金銭資産を持たない都市下層民、奉公人、ツンフト外の（しばしば不熟練の）手工業者など、さらに加えて都市の聖職者や貴族も、その大半がポーランド人であった²⁴⁾。こうしてエスニックな差異が社会階層上の差異と重なり合う。

ただしこのような状況が、ポーランド人とドイツ人のエスニックな対立にそのままつながったわけではない。1311年、クラクフを筆頭とするマウオポルスカのいくつかの都市のドイツ人市民が、ヴワディスワフ1世に反旗を翻した。この事件はしばしばポーランド国家に対するドイツ人の反乱と解されてきたのであるが、しかしこのような解釈は妥当ではない。蜂起の目的は、なお王位を確たるものとしていないヴワディスワフに対して別の王、ルクセンブルク家のヨハンを擁立することにあっただが、その背後にあるドイツ人市民の関心は、ヴワディスワフに対する民族的反感よりは、むしろヨハンからさらなる特権を得、また1310年以来チェコ王ともなっていたヨハンの即位により西側との通商が活性化することへの期待にあった。蜂起は結局、翌年鎮圧されて終わる。多数の処刑を含む厳罰措置には確かに反ドイツ人的色彩を否定しがたいが、ただしドイツ人都市のなかにはヴワディスワフを支持するものもあり、一方反ヴワディスワフ陣営にもポーランド人貴族・聖職者が一部加わっていた。ヴワディスワフ自身必ずしも反ドイツ的であったわけではなく、この蜂起の後もドイツ人植民を積極的に推進している。さらにヴワディスワフの子、カジミェシュ大王の親都市的政策が、ドイツ人市民をポーランド王と一層密接に結びつける²⁵⁾。

そもそも「ドイツ人」といっても、それがひとまとまりに括れるものとして存在したかのように捉えること自体、既に当を失している。異なる地域のドイツ人入植者相互の接触はほとんどなく、農民についてすでに述べたように、彼らはむしろ移住したそれぞれの住地を新たな故郷としてしだいに同化・適応していった。ドイツ人としての言語・文化を維持するか否かにかかわらず、新たな国ないし地方への帰属感が急速に育まれていったのである²⁶⁾。

もともと二つのエスニック・グループの関係がつねに平和的だったわけではない。対立は、とくに貴族・聖職者層において早くから顕著であった。本格的植民活動の開始に先立ち、ポーランドにはすでに10世紀からドイツ人聖職者、騎士、商人などが流入していた。たとえば初期の教会組織の建設はドイツ人の助けに依らざるをえず、結果として教会ヒエラルヒーの上層はドイツ人が占め、下層に行くほど現地民の比率が高くなるという事態が生まれた。王によるドイツ人聖職者・騎士の重用も、現地民貴族・聖職者の不満を呼んだ。とくに12世紀以降、まずこのような社会の上層で反ドイツ人感情がしだいに高まっていく。たとえば1257年、ポーランド聖職者の教会会議は、ポーランド語を話せない者を教会学校の教師として採用することは今後認められないとの決議を行った。1285年の教会会議ではさらに、外国人、とくにドイツ人の聖職者に対し、管轄司教の明確な許可なしにはミサへの列席を禁ずる旨決議された。中世における聖職者の「国際性」は無条件のものではない。むしろ彼らは、「中世におけるナショナリズムの最初の意識的代弁者」(グラウス)²⁷⁾であった。

13世紀になって移民が急増するに伴い、現地の言葉を修得しようというドイツ人の意欲は薄れていった。しかも中高ドイツ語は当時ポーランドの宮廷でも宮廷歌人(Minnesänger)の言葉として愛好されており、西側で言えばフランス語に相当する流行言語となっていた。ただし宮廷に近いポーランド人貴族・聖職者の多くにとって、ドイツ人は何よりも国家・教会の官職をめぐる競争相手であり、ドイツ人に倣おうとする廷臣や騎士層はポーランド社会上層中の少数派でしかなかった。一方ポーランド人の言語・慣習にドイツ人が侮蔑の目を向けていたこともまた事実である。こうしたなか、ドイツ人がポーランド人の抹殺を企んでいるとの風説²⁸⁾さえ流れる。

エスニックな対立が最も早く先鋭化したのはシロンスクにおいて、そしてこの地の聖職者の間においてであった。12世紀前半から分領公国の分立状態が続いていたポーランド—とくにシロンスクで分裂は著しかった—にあって、教会のみは組織上の一体性を保っていた。しかし13世紀半ば以降シロンスクでは、聖ペテロのペンス(ローマ教皇庁に支払う租税。ドイツ人はその支払いを拒否した)、謝肉祭の慣習をめぐってドイツ人とポーランド人の間に対立が生じた。同じ世紀の末、国内のフランチェスコ派修道院がザクセン修道会管区に帰属した事件も、ポーランド人・ドイツ人修道士間の諍いの火種となった。このような対立の先頭に立ったグニエズノ大司教ヤクブ・シフィンカは、ドイツ人を指して「犬の頭」としか呼ばなかったという。1313年にヴワディスワフ1世が建設したブジェシチ(プレスト)の救貧院は、修道士であれ平信徒であれドイツ人の受け入れを拒んだ²⁹⁾。

民族意識の第二の担い手は貴族である。ただし彼らの反外国人、反ドイツ人感情は、ポーランド人であるとの自覚に支えられたものでは必ずしもなかった。ポーランドの政治的分裂に規定されて、貴族の間にはむしろ分領公国単位のラント愛国主義が広まっていた。確かに14世紀に入って分裂は一応克服され、形式上は王の上級支配権が確立したのではあるが、しかし国内の各公国はなお自律性を維持し、貴族は何よりもそれぞれの公国内部で地位の上昇を図った。こうしてポーランド全体におよぶ「貴族共同体」の形成は、たとえば後に見るチェコに比べて遅れ、また弱いものにとどまる。とくにマウォポルスカとヴェルコポルスカの貴族の間で、カジミエシュ大王の死(1370)後、敵対意識が高まっている³⁰⁾。

ところで、このカジミエシュの下で14世紀半ば以降進められた東方への拡張政策により、ポー

ランド国内のエスニックな構成にさらに新たな要素が加わることになった。すなわちいまやポーランドは、東方正教会に属する東スラヴ人地域を領土の一部に含むことになったのである。さらに同世紀末のリトアニアとの連合王国形成にもより、ポーランドは多民族国家としての相貌を呈することになった。エスニックな対立がドイツ人とチェコ人という二つのエスニック・グループの対立に純化したチェコに対し、ポーランドのそれはより複層的である。さらに外交関係の面でも、ポーランドの直面した状況はチェコよりはるかに複雑であった。敵—そして同時に同盟相手—はドイツ人に限らなかった。1370年から85年にかけて結ばれたハンガリーとの同君同盟—ハンガリー国王ラヨシュ（ポーランド国王としてはルドヴィク）がポーランドを統治した—は、ポーランド国内の反ハンガリー感情をかえって強め、1377年にはクラクフでハンガリー人の集団虐殺事件が起こっている。また1386年には、北に隣在するドイツ騎士修道会との対抗を目的として、上にふれたリトアニアとの同君連合が成立した。ポーランド人とリトアニア人という言語・慣習をまったく異にする二つの集団が共同して騎士修道会の軍と戦うという事態は、エスニックな対立の意味を相対化せざるをえない。³¹⁾

なるほどポーランドという国名、そしてそこに住む住民に対するポーランド人という呼び名はすでに10世紀には一般的に用いられており、これを一定の民族意識形成の指標と見ることは可能である。³²⁾ただし如上の状況のもとで、ポーランドにおける民族意識の形成は、たとえばチェコほどには明確なものとならなかった。少なくとも民族意識の担い手、ネーションの主体はほぼ一貫して聖俗の貴族のみに限られている。これに対してチェコでは都市市民層がネーションの主体としての重要性をしだいに増し、さらに15世紀前半のフス派戦争下では農民層の間にもナショナルスティックな声が聞かれるようになる。³³⁾中世の東中欧、あるいはヨーロッパ全般におけるネーション形成の「モデルケース」（グラウス）としてのチェコについて、われわれは次に検討することにしよう。ただしその前に本稿のもう一つの課題、東中欧という歴史的空間の形成との関わりで、東方植民の過程で進んだフーフエ制の導入について若干ふれておきたい。

さて、東方植民期の土地開発においては、先進的農耕技術の導入—有輪の反転犁（「ドイツ犁」と呼ばれた）、牛に代わる牽引獣としての馬の導入、馬の肩にかける牽き具など—とともに、フーフエ制や三圃制による農地制度の合理化が図られた。この結果、そしてまた開墾の進展にもより、収穫量の増大は優に2倍を超えたとされる。畜獣による重量犁の牽引は必然的に耕地を長い地条の形にし、この地条が並行して走るフーフエが形作られた。フーフエの大きさは二種類あり、ポーランドの中部山岳地方では幅104 m、長さ2.33 kmのフランケン・フーフエ（面積は24 ha）、平野部では16.8 haのフランドル・フーフエが利用された（ただし土地の形状・地味によって、畑の実際の大きさはこの「理論値」とは必ずしも一致しない）。ポーランド以外でも、東中欧では基本的にこの二つのいずれかが用いられ、山地ないし山麓地帯で多く見られる森林フーフエ村落（Waldhufendorf）では前者、平野部で見られる道路村落（Straßendorf）では後者というように、村落の形態にはほぼ対応していた。一つの村は典型的には30～50の農戸から成り、各農戸は2ないし3フーフエの土地を保持していたから、全村の耕地の大きさは60～100フーフエほどとなる。³⁴⁾このような形態が東中欧の全域を覆い尽くしたわけではないにせよ、フーフエ制の導入はこの地の景観さえ大きく変えるほどの変化をもたらした。われわれが問題とするのは、このようなフーフエ

フェ制が東に向かって広がるその境界線である。

すでにふれたように14世紀半ば、カジミェシュ大王治下のポーランドは東方への進出を図り、その結果、東スラヴ人の地であるハリチ・ルテニア（ロートロイセン）の大部分がポーランド領に組み入れられた。³⁶⁾この地域にはすでにそれ以前からドイツ人が流入し、ドイツ法による都市建設の例も14世紀前半にいくつか確認されるが、しかし農村ではなお古くからの「ロイス法」（*reubisches Recht*）が支配的であり、フーフエ制は知られていなかった。カジミェシュは、東方正教会の圏内にあるこの地にローマ・カトリックを導入しようとし、1375年にはハリチに大司教座を設置したが、しかし信者はわずかにとどまった。一方カジミェシュは、同じハリチに東方正教会の大司教座を再建し、現地民との融和を図³⁷⁾ってもいる。

新たな領土の内的統合は喫緊の課題であり、植民活動がその手段として進められた。その際、西に隣接するマウオポルスカから人手を得ることは、マウオポルスカ自体がなお植民のただ中であつたため難しく、これを補うためにドイツ人、とくにシロンスクから多数のドイツ人が招致された。この結果、この地の入植者中のドイツ人の比率はマウオポルスカより高くなる。入植者がドイツ人であれポーランド人であれ、村落ならびに都市の設定はドイツ法に拠り、部分的にはマウオポルスカより有利な条件が入植者に示された。³⁸⁾ドイツ法による入植はまもなく現地のルテニア人（ウクライナ人）にも認められ、さらにルーマニア人（ワラキア人）—彼らは11/12世紀以来南方からカルパチア地方に進出してきていた—もハリチ・ルテニアの植民に加わつた。このルーマニア人はもともと尾根上の牧羊と山間平地での農耕を³⁹⁾生業としており、主としてカルパチア山脈内部の植民に携わつた。一方ポーランド人、ドイツ人、ルテニア人による植民はほぼ500 mの等高線より下の空間に限られていたが、ただしルテニア人はやがて山間部の植民にも多数加わり、彼らよりはるかに数の少ないルーマニア人がこれを指導する地位につくようになった。東方正教という信仰の共有にもより、両者はしだいに融合して³⁹⁾いく。

興味深いのは、ハリチ・ルテニアの植民に「ワラキア法」と呼ばれる独自の法が適用され、またここでもフーフエ制が導入されたことである。ワラキア法による植民が史料に初めて現れるのは1374年であり、ドイツ法に代わつてこのワラキア法がこの地の植民の一般の形態となる。これによれば、植民はロカトールによって行われ、ロカトールは一連の世襲特権を享受する一方、その対価として兵役義務を負う。入植者は自由民の地位を得、当初は賦役を免除される。こうした内容はドイツ法と基本的に同じであるが、ただし大きな違いは、ドイツ法の定める貢租が貨幣と穀物であつたのに対し、ワラキア法の場合は羊、豚、チーズ、フェルト布が納められたことである。要するに山地の生活、牧羊農としての入植者の暮らしにドイツ法を適応させたものがワラキア法であつたと言える。また村落形態について、ここでは森林フーフエ村落の形がとられたが、ただし地形の制約を受けてフーフエはあまり規則的には区画されて⁴⁰⁾いなかった。

ハリチ・ルテニアがフーフエ制拡張の東南の限界であるとするれば、東北の境はリトアニアにある。14世紀末にポーランドとリトアニアの間に同君連合が成立したことは先に述べた。以後リトアニアでもドイツ法による植民が始まり、16世紀半ばにはリトアニア大公国の全域に及ぶに至つた。1557年、ジグムント2世アウグストの発した「フーフエ法」は、設定さるべき植民村の形態について以下のような規定を行っている。まず村の耕地全体は大きな四角形を成し、それが同じ大きさの三つの耕区に分けられる。各耕区には短冊型の地条が並行して走り、農民はそれぞれの

耕区に一つずつ、あわせて三つの地条を自身の耕地として持つ。各地条の大きさは3分の1フーフエであり、したがって農民はあわせて1フーフエ（21~23 ha）の耕地を持つことになる。三つ並んだうちの中央の耕区には、これを横切る形で比較的幅の広い道が走り、その片側に農家、反対側に納屋が並ぶ。⁴¹⁾

とくにリトアニア西部、ポレジエンからサマイテンにかけてのもともと荒地であった地域では、上のような村落形態がほぼそのまま実現された。もとよりこのような「理想的」形態が全域を覆ったわけではないにせよ、こうしてリトアニアおよび白ロシアの広い地域にフーフエ制が導入され、それが今日に至るまでこの地の景観を決定することになる。ただしこれと並んで、リトアニアの古くからの定住地では散居制村落（*Einzelhofgruppensiedlung*）が、また東部の白ロシアではスラヴ人の小村（*Weilersiedlung*）が残存した。そもそも東部地域へのフーフエ制導入はようやく16世紀末に始まるが、農民の抵抗にあって順調には進まず、結局最も東の地域は最後までフーフエ制の外に残された。带状に伸びるこの空間の向こうには、ロシアのミール共同体が広がることになる。⁴²⁾

以上われわれはフーフエ制の東限を成すハリチ・ルテニアとリトアニア、白ロシアの状況を見てきた。如上の事実に加えてさらに注意すべきは、このフーフエ制の東限が東方正教会に属する東スラヴ人地域を一部内に含んでいることである。土地制度上の西ヨーロッパは東西両キリスト教会の境を越え、キリスト教の伝道によって形作られた東欧と西欧の境は唯一絶対のものではなくなる。むしろ東中欧の東の涯は、西と東の移行地帯、文化的混合の広い帯を成すのである。⁴³⁾

2. チェコにおけるネーションの形成

すでに見たように、チェコは9世紀末に国家統一を果たし、とくに11世紀以降、諸豪族の力を抑えてプシェミスル家の王権が確立していった。12世紀以来事実上の分裂状態にあったポーランドに対し、チェコは中世全体を通じて国家の一体性を保持する。⁴⁴⁾ 四周を囲む広大な森と山地が自然の防壁・境界を成すというチェコの地勢がその一因となったことは、しばしば指摘される⁴⁵⁾ ところである。実際このことを反映してか、すでに10世紀以前から、そしてとくに12世紀以降は明確に、チェコを地理的まとまりとしてラント（*terra*）と呼ぶ例が史料にしばしば現れる。⁴⁶⁾ たとえば12世紀初めのコスマス（プラハ司教座聖堂首席司祭）の年代記において、“*terra Bohemiae*”はいわばキー概念として多用されている。すなわち、「ボヘミアの高貴な住民について *a primis incolis terre Boemorum*」(3), 「ボヘミアの部族全体 *omnes tribus terre Boemorum*」(19), そして「ボヘミアからの *de terra Boemia*」すべてのドイツ人の追放⁴⁷⁾ (103) …。

敵の存在が民族意識の形成ないし高揚を促すという現象は近代に限らない。⁴⁸⁾ コスマスにとって主要な敵は、上の用例に現れるドイツ人と、そしてポーランド人であった。たとえば1004年のチェコからのポーランド人の追放⁴⁹⁾ (64), 1021年のポーランドからのモラヴィア奪還⁵⁰⁾ (75) を、彼は大きな満足と喜びをもって記録する。また1107年の戦役で、「卑しいポーランド人は軽率な舌で自らの幸運を祈った」(185)。チェコによるポーランド支配がいかに正当であるか、コスマスは力を込めて語っている。⁵¹⁾ 一方ポーランド側でも、チェコは最悪の敵と見なされた。上のコスマスとはほぼ同時期のいわゆる匿名のガル（*ガルス・アノニムス*）の年代記は、たとえば1038/39年にチェコ人が「グニエズノとポズナンを破壊し、聖アダルベルトの遺体を持ち去った」事件を苦々し

く想起する。また同じ年代記によれば、11世紀末、ポーランド宮廷の内紛に乗じて「ボヘミア公は喜んでポーランド人の間に不和の種を播こうとした⁵²⁾」。両者の対立の発端は遅くとも11世紀初め（1004年）、ポーランド王ボレスワフ勇敢王によるチェコ占領の企てを、神聖ローマ帝国皇帝ハインリヒ2世とプシェミスル家のヤロミールが同盟を結んで阻止した時点にまで遡る。チェコ人とポーランド人の間に言語上の差はほとんどなかったにもかかわらず、両者の敵対は深刻だった⁵³⁾。

一方ドイツ人について、異なる言語を持つドイツ人を「啞」と侮蔑的に呼ぶ例は、すでに10世紀以前に遡って確認される⁵⁴⁾。ただしチェコが神聖ローマ帝国に属することに異論は唱えられず、またこれを恥辱とする意識—帝国と属国の関係について今日の日から想像されるような—も見られない。もっとも帝国内でチェコが特別の地位にあり、その自律が保証されているとの見解はくりかえし強調され、またドイツ人の高慢、狡猾を厳しく非難する例にも事欠かない⁵⁵⁾。チェコ人とドイツ人の対立が史料上最も早く確認されるのは、ポーランドの場合と同様聖職者内部の地位争いをめぐってである。コスマスの年代記によれば、1068年、あるチェコ人貴族は、大公の助任司祭であったドイツ人ランツォがブラハの司教職に就くことに反対して、ドイツ人は文無しとしてチェコにやってきた新参者であると罵り、適切なチェコ人の候補者が十分いるではないかと訴えた⁵⁶⁾。あるいは1333年、エルベ川沿いの司教都市ロウドニツェ（ラウトニッツ）に設立されたアウグスティン修道院では、生粋のチェコ人、つまり二親ともにチェコ語を話す者のみを受け入れるとの規定がなされた⁵⁷⁾。

13世紀以降、東方植民に伴うドイツ人の大量流入は、チェコの民族対立に新たな局面をもたらした。対立は聖職者および貴族の範囲を越え、それ以外の層をも巻き込んでいく。しかしこの点を検討する前に、チェコにおける植民活動それ自体について若干論じておくことにしよう。

10/11世紀頃、チェコおよびモラヴィアはなお国土のほぼ4分の3が森に覆われるという状態にあった。森のなかに集落が島状に点在し、これらをつなぐ細い道はチェコ西部とモラヴィア南部の二ヶ所でのみ国の境にまで達していた。集落が最も集中していたのはブラハを中心とするチェコ中部の北寄りであり、モラヴィア南部がこれに次ぐ。人々は原始的な牧畜と農耕—家畜は放牧され、鉄器は存在せず、また馬、小麦、果物も知られていなかった—によって暮らしを立てていた。城や少数の修道院の周囲に非農業的集落が存在したほかは、集落の大半は小規模な農村である。そこでは不自由民である農民の家屋が—⁵⁸⁾—並び、耕地は不規則なブロックを成すのが通例だった。

すでに東方植民に先だって顕著な人口増が11世紀に始まり、とくに12世紀以降、既存の耕地の改良や新たな村落の設定がチェコ中部を中心に進められた⁵⁹⁾。東中欧のなかでは「先進的」なこのような発展を、東方植民は前提として持つことになる。このため、たとえば都市建設について、ほぼ無住の地であったシロンスクにおけるような都市網の計画性はチェコでは実現されようもなく、むしろブラハ、ブルノ（ブリュン）、オロモウツ、ブルゼニ（ピルゼン）などチェコの主要都市は、古くからの非農業的集落（城や教会、市、交通の要所に成立したもの）の上に築かれた。ただしポーランドについて指摘したのと同じく、両者を連続面でのみ捉えることも正しくない。なるほど植民期のドイツ法による都市建設（ないし改編）以前から、これらの集落にはドイツ人商人が移り住み、彼らによってドイツの市場法が導入された場合もあった。しかし古くからの市と都市とはやはり別物であり、たとえば前者の住人には自由民の地位が認められなかったのに対し、

ドイツ法による都市の住民は家屋ならびに地所を個人の財産として所有し、これを自由に相続・売却することができた。また都市の建設にあたっては、市内の道が新たに敷設され、地所の配置も変えられている。⁶⁰⁾

ところで、このような都市建設のイニシアティブをとったのは、ポーランド同様やはり君主であった。1253年のプシェミスル・オタカル2世の即位から1306年のプシェミスル家断絶までの間に、チェコ・モラヴィアにおける都市建設ないし都市法授与の数は130にのぼるが、その大半はチェコ王を主君とする国王都市である。王の関心は都市からあがる金銭収入にあり、国境地帯での防衛目的の村落設定を別とすれば、農村植民は都市建設の随伴現象としか見なされなかった。⁶¹⁾ またこれらの都市においてはドイツ人が市民の大半を成し、たとえば1306年までプラハ旧市街ではまったく、そしてマラー・ストラナ（クラインザイテ）でもほとんどチェコ名前の市民は確認されない。⁶²⁾ 14世紀後半以降、チェコ人市民が増加するなかで二つのエスニック・グループの対立が激化する過程については後に論ずる。

一方貴族や教会は、当初から農村植民に力を注いだ。その際都市とは対照的に、ドイツ人の入植はほとんど無住の地であった周辺部の山地地帯（ズデーテン山脈、エルツ山脈、チェコ森林地帯）に集中している。もっともチェコでは移住民と現地民の法的同権化がポーランドにもまして早くから進み、シロンスクやエルベ・スラヴ人地域のようにドイツ人が別個の「新部族 Neustamm」を成すこともなかった。そもそも同じドイツ人といっても出身地によっては言語上互いに他を理解できぬほどの相違があったのであり、彼らはむしろ新たな「故郷」と結びつき、せいぜい漠然と自身が「ドイツ的なもの」(Deutschtum) に属すると感じていたにすぎなかった。⁶³⁾

ただし植民活動を通じて貴族がその経済力を増し、一方プラハの宮廷でドイツ人が支配的影響力を振るうようになるにつれ、王と貴族の以前からの対立がエスニックな要因を交えていよいよ先鋭化することになった。一般に中世ヨーロッパの国家において、臣下は王から贈与ないし官職を期待しうる限りにおいてのみ王に従う。⁶⁴⁾ チェコの場合、王家たるプシェミスル家は城や領地管理所を拠点とする支配体制を11/12世紀には整えたが、しかしドイツのミニステリアーレンに匹敵するような王直属の役人集団は形成されず、君主に対抗する勢力としての貴族が11世紀以来しだいにその力を増していった。⁶⁵⁾ 13世紀にはプラハに置かれた王の裁判所を貴族が掌握し、このラント裁判所が王に対抗して貴族共同体の法と権利を守るための機関となる。また国内の土地は狭義の王領地と、王が上級所有権のみを行使する一般所領に分かれ、後者では、王は領主の同意を得て、しかも臨時にのみ税を課しうることとされた。⁶⁶⁾ こうして遅くとも1278年のオタカル2世の死後、チェコは王と貴族の等族国家的デュアリズム、あるいはむしろ王、大貴族、騎士、聖職者、そして都市市民が互いに競合する権力錯綜の様相を呈することになる。⁶⁷⁾

14世紀初め、突然断絶したプシェミスル家に代わって外国人であるルクセンブルク家のヨハンが王位に就いたとき、貴族層は新王に対して、チェコ人以外には官職、財産、所領を与えてはならぬとの要求を突きつけた。1310/11年のいわゆる「王位就任文書」に示されたこの要求をめぐる、王と貴族、そして貴族内部でも流血の争いが繰り返される。この争いの末、1318年の和解では、外国人傭兵に頼らぬこと、外国人顧問に官職を与えぬことをヨハンが約し、プラハの最高官職もチェコの実力貴族が占めることとなった。⁶⁸⁾

中世ヨーロッパの諸王家の例にもれず、チェコの王もまた婚姻を通じた諸王家のネットワーク

の一部に属していた。こうしたコスモポリタンの王に対し、チェコの貴族は一自身ドイツの影響を強く受け、またドイツ人貴族との婚姻も一般的であったにもかかわらず一自らをチェコ古来の慣習の擁護者として位置づけた。⁶⁹⁾ 13世紀には、王の印章とは別につくられた「聖ヴァーツラフの印章」を、貴族が「ラントの印章」として用いるようになる。貴族層の意識においてはヴァーツラフこそがチェコの真の主^{あまじ}であり、個々の王はその一時的な名代にすぎなかった。いまやプシェミスル家を超えてチェコ人全体—実際にはチェコ人貴族共同体—の守護聖人となったこの聖ヴァーツラフというシンボルを、貴族は自己のものとしたのである。⁷⁰⁾

14世紀初めのいわゆるダリミルの年代記（チェコ語による最初の韻文年代記）には、このような貴族層の民族意識が鮮明に表れている。そこではチェコ人が勇敢と美德の精華と称えられ、一方外国人、とくにドイツ人および都市市民は敵として現れる。ドイツ王の娘よりチェコ人の農民女の方がチェコ王の妃に相応しいとする年代記の記述にはすでに言及した（I, 注36）。ドイツ人を重用する君主は悪であり、これを迫害する君主は善とされた。先に見た「ラント」（terra Bohemiae = země česká）の概念はこの年代記でもキー概念的な重要性をもって現れ、これに対して「王国」（regnum Bohemiae）の語は一貫して避けられている。そしてこのラントを代表するのは、王よりは貴族ないし貴族共同体であった。⁷¹⁾

領域概念としてのラントと並び、この年代記では“jazyk český”，つまり「チェコ語」ないし「チェコ語を話す民」の語がチェコ民族を指す中心的概念として現れている。“jazyk”（ドイツ語で言えば“Zunge”）が言語とそれを話す民の両者を指す用例はすでに9世紀に確認されるが、言語共同体としての民族への帰属という観念は、チェコではまさにダリミルの年代記の著された頃から定着し、以後ますます重要性を増していった。たとえばダリミルの記述を引き継いだある年代記作者は、国のために一命を賭し、jazyk のために命を捨てる者を称えている。⁷²⁾

チェコ国内ではチェコ語とドイツ語の両言語が話され、とくに宮廷と都市ではドイツ語が支配的地位を占めていた。こうした状況のなかで、上のような言語ナショナリズムの観念の台頭が、チェコ人とドイツ人という二つのエスニック・グループの対立をさらに激化させたことは想像に難くない。そして君主にとっては、この両者の有和をはかることが喫緊の課題となった。たとえば先にふれたルクセンブルク家のヨハンの子であるカレル1世（在位1346-78年。1355年より神聖ローマ皇帝としてはカール4世）は、ドイツ皇帝とチェコ王という自身が担う二つの機能を有機的に結合し、またルクセンブルクの領地とチェコを結びつける必要からしてすでに、言語ナショナリズムの潮流に与することはできなかった。彼はドイツの聖ジギスムントを聖ヴァーツラフと並ぶチェコの守護聖人とし、あるいはカール大帝を祀る教会や、その一方で、スラヴ式の典礼を行う修道院をチェコに設立するなどして、帝国とチェコの一体性を誇示しようとした。チェコの小都市ペロウンで、参審人（Schöffen）職をチェコ人、ドイツ人それぞれに6人づつ同数配分し、しだいに勢威を増すチェコ人市民の声に答えようとした彼の措置（1356年）も、このような有和策の一例と見ることができよう。また1348年にカレルが設立したプラハ大学は、キリスト教の普遍性原理の上に立ち、エスニックな区分とは無縁のはずであった。ただし皮肉にもこの大学が、やがてフス派戦争における民族対立の発火点となる（この点後述）。⁷³⁾

いずれにせよ、カレルの有和策は全体として失敗に終わった。14世紀にはチェコ語とドイツ語による数種類の聖書の翻訳、同じく両言語による祈祷書や賛美歌集が現れたが、これは言語ナシ

ヨナリズムの風潮の高まりと無縁ではない。カレルの子ヴァーツラフ4世（在位1378-1419年）の下でチェコ語は公用語となる（それ以前、公文書の多くはドイツ語からテン語で書かれていた）。今やチェコ語はそれ自体賛美の対象となり、その「純潔」を守ろうとする動きも現れた。“vlast”（「祖国」）なるチェコ語が現れるのもこの頃である。⁷⁴⁾

チェコ人とドイツ人の対立の一つの焦点となったのは、上にふれたプラハ大学である。ここでは中世の他の大学同様、学生と教授が出身地ごとの集団=natioに組織され、これを基礎に教授の選任など大学の運営が行われていた。プラハ大学の場合、4つのnatioが存在した。まず「チェコnatio」（natio Bohemica）にはチェコおよびモラヴィア—ただしチェコ人のみでなくドイツ人も含まれる—、そしてハンガリーの出身者が属する。成員数からするとこのnatioが最も小さく、全体の6分の1を占めるにすぎない。次に「ポーランドnatio」は多くがシロンスクの出身者から成り、アルト・プロイセン、リヴォニア、オーバー・ザクセン、テューリングゲンの出身者がこれに加わる。最も多くの成員を擁する「バイエルンnatio」は神聖ローマ帝国の南部および西部、そして北西部の出身者、そして2番目に大きな「ザクセンnatio」は同帝国北部および北西部の一部、そしてスカンジナビアの出身者から成る。⁷⁵⁾

中世ヨーロッパの大学あるいは教会公会議で見られるこのようなnatioを近代的意味でのネーションと直接結びつけえないことは、上の各natioの構成を一瞥するだけでも明らかである。しかし一方、この両者をまったく無関係とすることも早計と言わねばならない。⁷⁶⁾

プラハ大学の4つのnationesはそれぞれが1票を持って大学の行政に参加していたが、そのなかで、成員数からすれば最少のチェコnatioがしだいに勢威を増していった。たとえば哲学部のマギステルのうちチェコnatioに属する者は、現在確認しうる限りで1366年までは1人のみだったが、1385年までにその比率は哲学部全体の7分の1、1409年から1417年までの時期には3分の1を占めている。1384年、コレギウムのポストをめぐる争いの結果、当時の学長コンラート・フォン・ゾルタウは哲学部の25人の教師（マギステルとバカラリウス）、そして法学部の4ないし5人の教師とともにプラハを去り、ハイデルベルクに移った。これより先、神学部は、教授の過半がヴィーン大学に籍を移したことによって、すでに解体状態に陥っていた。1389年にはさらに35人の教師（ほとんどが哲学部）がケルンに移籍する。1392年に設立されたエアフルト大学は、当初の教授陣のほとんどをプラハから得ていた。⁷⁷⁾教師の大量離脱が、ドイツにおける一連の大学新設に伴う招聘を一因とすることは確かであるが、しかしこれと並び、あるいはそれにも増して重要なのは、プラハ大学におけるnationes間の争いがエスニックな対立の様相を明確にし、さらに宗教的・思想的対立がこれと絡み合って深刻化していたことである。

折しも1378年の教会大分裂によって教皇の権威は失墜し、以後1417年に至るまで、ローマとアヴィニョンに二人の教皇が存在するという異常な事態が続いていた。1409年、ピサの教会会議は両教皇のいずれをも罷免し、別の教皇を新たに選ぶという決定を行った。チェコのヴァーツラフ4世は結局失敗に終わったこの「第三の道」を支持したが、一方プラハ大司教およびその配下の聖職者はローマ教皇支持の立場を変えなかった。このなかで王はプラハ大学の神学者・聖職者の権威を自身の側につけようとし、大学のチェコnatioの取り込みを図る。1409年のいわゆるクトナー・ホラ（クッテンベルク）の勅令は、大学運営についてチェコnatioに3票、他の三つのnationes—勅令はこれらを一括して「ドイツの」（Teutonici）natioと呼んでいる—には併せて1

票のみを与えるとの規定を行った。この措置を、勅令はパリ大学の例を引いて正当化しようとしている。すなわちパリ大学にも四つの natio—Francia（イル・ド・フランス）、Picardia, Normania（ノルマンディー）、Germania—が存在するが、そのうち最初の三つは言語から言ってフランス人であり、他のすべての外国人はこれらフランス人に対して併せて1票しか有していない、と。勅令の発布後、これを擁護する匿名の弁明書は、「真のボヘミア人」（*veri bohemici*）という表現を用いて国内のチェコ人とドイツ人を区別したうえで、チェコにはもともとチェコ人しか住んでおらず、国内の不和は異質な集団が混住することからすべて生じている、と論難した。⁷⁸⁾

勅令の発布後、チェコ以外の三つの natio の成員のほとんどすべて、大学構成員のほぼ4分の3にあたる500~700人の教師および学生がプラハを去った。⁷⁹⁾一方チェコ natio、とくにその内部の急進的改革派は、当然ながら自らの勢威を増すクトナー・ホラ勅令を歓迎した。ところでこの改革派の理念の核心を成したのは、イギリスの神学者ウィクリフの思想である。ローマ・カトリック教会の腐敗を糾弾するウィクリフの主張—聖書に由来しない教説・教会規則、聖職者の世俗的財産保持、そしてローマ教皇の権威・権力を彼は否定した—は遠いチェコにも伝わり、14世紀末以来プラハ大学の内外で、ローマ教会ならびにプラハ大司教に抗して教会改革を実現しようとする改革派が力を増していた。1398年にプラハ大学教授となった、かのヤン・フスもその一人であり、彼らの間から、後に見るプラハのイエロニームのようなナショナリスト・イデオログが現れる。⁸⁰⁾こうして宗教的対立と民族対立が絡み合いながら、フス派戦争の火の渦を巻き上げることになるのである。

フス派戦争下のチェコについて論じる前に、それに先立つ時期における一般民衆の意識についてふれておこう。ただし史料の制約から言いうることは極めて限られている。まず農村について、東方植民下のドイツ人の流入が、チェコの場合国の周辺部に集中していたことはすでに述べた。ただしチェコ人とドイツ人という二つのエスニック・グループが恒常的に接触する事態が、チェコのかなりの地域で生まれたこともまた事実である。もっともこれまで両者の間にとくに民族的と言いうるような衝突が存在した事実は確認されておらず、残された説教集や説教の手引きにも⁸¹⁾ナショナリスティックな色彩はほとんど見あたらない。

都市について、遅くとも14世紀初めまで諸都市の市民の過半はドイツ人であった。プラハの旧市街およびマラー・ストラナにおいて、1306年までチェコ名前の市民がほとんど見あたらないことはすでに述べた。とくに鉱山都市は当初はまったくドイツ人のみから成り、たとえばクトナー・ホラのようにチェコ人農村のただ中に建設された場合でも、都市のエスニックな構成の変化はごく緩慢でしかなかった。それぞれのエスニック・グループはしばしば特定の街区に集中して住み、浴場などの施設、ギルドなどの機関が別々に存在した例も確認される。たとえばウースチー・ナド・ラベム（アウスイヒ）、ニムブルク、イフラヴァ（イグラウ）、チェスカー・リーパ、ブルノなどにはチェコ人専用の教会ないし礼拝堂があった。⁸²⁾

エスニックな相違は都市における社会的影響力、貧富の格差と一定の対応関係を持つ。ドイツ人内部にももとより不平等は存在したが、しかし少なくともチェコ人と比べた場合、一般にドイツ人は富裕で、有力なギルドの成員となり、また少なくとも初期には市参事会メンバーの圧倒的多数を彼らが占めていた。たとえばプラハ旧市街の市民のうち最も富裕な者の大半はドイツ人であり、ここに集中する金属加工業など高級品手工業はドイツ人の支配するところであった。一方

貧しい市民にはチェコ人が多く、さらに徒弟や労働者、男女の奉公人など下層民においてもチェコ人が多数を占めた。⁸³⁾

こうした状況のなかで、都市が民族的対立の発火点となるであろうことは容易に想像される。先にふれたダリミルの年代記において、また1380年代から90年代初めの間に書かれたと思われる匿名のパンフレット、“De Theutonicis bonum dictamen”—そこでドイツ人は「羊のなかの狼」と言われている—においても、「ドイツ問題」はすぐれて都市の問題であった。⁸⁴⁾とくに14世紀後半以降、都市市民中のチェコ人の比率がドイツ人を上回るようになると、都市行政をドイツ人が支配するという従来の状況に対する不満がチェコ人の間に高まった。⁸⁵⁾参審人をドイツ人・チェコ人同数に振り分けるという先にふれたペロウン市の措置は、このような事態への対処の一例である。プラハ旧市街でも14世紀後半になると、それまでドイツ人大商人が独占していた市参事会にチェコ人市民が加わり、1408年には後者が中心となる参事会が成立した。⁸⁶⁾

これに先立つ1391年、チェコ語による説教の場として建設されたベトレーム（ベツレヘム）礼拝堂は、プラハにおける教会改革運動の拠点となるとともに、チェコ民族意識発揚の重要な場もなった。3000人を収容するこの礼拝堂によって、きわめて多数のチェコ人が一堂に会して意見を交わす場が生まれたのである。1402年にはフスが、この礼拝堂の主任司祭兼説教師となる。この礼拝堂でなされたドイツ人に対する攻撃は、巷の俗謡に増幅して表れた。実際プラハの富裕なドイツ人市民の多くは反フス派的であり、それを公然と表明してもいた。⁸⁷⁾こうして宗教的対立とエスニックな対立とが絡み合っただけでなく、フス派戦争の惨劇にまで発展するのである。

フス派の運動の経緯それ自体にここで詳しく立ち入る必要はあるまい。⁸⁸⁾以下ではチェコ民族意識の高揚との関連で注目されるいくつかの事実を指摘するにとどめたい。まずフス派指導者の考えを知るうえで重要なのは、1409年1月、プラハ大学の恒例討論会でなされたフスの盟友、プラハのイエロニーム（ヒエロニムス）の演説である。ウィクリフ主義者に対する攻撃への反論を重要な目的としたこの演説で、彼は「ボヘミアの natio」という概念を、大学の同郷団体にとどまらず「チェコ人共同体」（*communitas boemica*）、チェコ王国住民の構成する政治的共同体という意味で用いている。さらにこの共同体の成員を、イエロニームは「純粋なボヘミア人」（*purus Bohemus*）という概念によってより正確に表現しようとした。その際彼が「純粋なボヘミア人」の要件として念頭に置いているのは、チェコ語という言語共同体への帰属（*lingua*）、二親ともチェコ人であるという「血」（*sanguis*）、そしてさらに信仰（*fides*）—ウィクリフ主義の信奉—である。その際、このような natio が身分的障壁抜きに捉えられていることは興味深い。イエロニーム自身語るところによれば、「純粋なボヘミア人」には「国王から騎士まで、騎士から従者まで、従者から農民まで、大司教から聖堂参事会員まで、聖堂参事会員から下級聖職者まで、この都市の市長から市参事会員および市民まで、市民から手工業者まで」が含まれる。中世の三身分制それ自体が否定されているわけではないにせよ、⁸⁹⁾natio の成員は特定の身分に限られない。

このように規定されたチェコ人を、イエロニームは「最も神聖なるボヘミアの natio」（*sacrosanctae natio Boemicae*）と呼ぶ—この natio を「民族」と訳すことに問題はないだろう—。チェコ人を「選ばれた民」とするチェコ・メシアニズム的言説こそなお見られぬものの、われわれはここに民族主義的思考の明確な発露を確認しうる。ただし二つの点で限定が必要である。一つは「言語」「血」「信仰」と並んだ「純粋なボヘミア natio」の要件のうち、イエロニームのみ

ならずフス派全体において、何よりも「信仰」に重点が置かれていたこと。そしていま一つは、イエロニームの民族主義的主張をフス派全体が共有するものとは見なしがたいことである。まず後者から見ていこう。

そもそも「フス派」(Hussitae, Hussen)なる呼称は、もともとこれに敵対する側が「異端」を一括して呼んだ侮蔑的な渾名^{あだな}であり、教会—チェコ・モラヴィアの少なくとも3分の1の土地を領主として支配していた—の腐敗に対する批判やフス崇拜、両種聖餐説などの教義を別にすれば、実際には立場を異にするいくつもの集団に分かれていた。⁹¹⁾ 実際イエロニームの上の演説は自陣営内部でも期待された反響を呼ばなかったのであるが、その一因は、同年のクトナー・ホラ勅令によって大学チェコ natio の発言権を増すという目的が達せられ、もともと一体とは言い難かった改革派を結びつける絆が失われたこと⁹²⁾にあったと考えられる。

さらにここで、フス派研究に一時期を画したF. ザイプトの研究を想起しておこう。フス派革命を同時に宗教的、民族的、社会的 (sozial) 性格を持つもの、この三要素の「混合」と理解する19世紀以来の通説に対して、彼はこの革命を、個々に独立し、場合によっては対立さえする諸潮流・諸集団の複合体として捉えようとする。彼によれば、フス派革命全体を通じて三つの勢力、すなわち大貴族 (Hochadel)、プラハ住民 (Prager)、そしてターボルやホーレブの同胞団の間で主導権争いがなされた。このうち大貴族は、すでにふれた彼らの特権的地位の確保・強化を図り、最終的にはこれに成功して革命の最後の勝者となる。これに対してプラハ市民層の目的は、何よりも国政における首都プラハの発言権の強化、身分制階級秩序内部におけるプラハの地位の引き上げにあった。実際1420年夏、十字軍に抗して首都の防衛に成功して以来、プラハは身分序列上大貴族の上に位置づけられるほどの勢威を得た。ただし、以後12ヶ月に及ぶ「プラハ人の年」(das Jahr der Prager) 一同年秋以降、プラハは大規模な都市同盟の盟主となり、全国に要塞網を構築した—は結局エピソードに終わる。翌年6月のチャースラウ国会を境としてプラハはその優位を失い、フス派戦争終結後の1437年には、身分序列上も大貴族のみならず下級貴族のさらに下位に置かれることになる。⁹³⁾ 最後にターボルやホーレブの同胞団—ここでは下級聖職者の指導下に、農民をはじめ多数の下層民が組織された—は、千年王国主義の熱狂の下、共産主義的共和制の樹立を図った。それは、身分制秩序それ自体に対する根本的オルターナティブを提示するものとして重要な意味を持つが、ただしこれら同胞団の運動は、1420年2月の都市ターボルの建設を境として急進的色彩を失い、千年王国主義からも離れていく。しかも1421年春までターボル派は地方勢力の域を越えず、それがフス派の尖兵として猛威を振るったのは、すでに身分制秩序内部の運動と化して以後のことである。

しばしばフス派革命の中核的存在として耳目を集めるターボル派よりは、プラハ市民層にこそフス派社会革命の中心があった、とザイプトは言う。ただしこの革命を商品経済の発展に伴う封建制の危機を背景とした「初期ブルジョア革命」と捉えるマルクス主義的歴史学の見解は、彼によれば正鵠を射たものとは言い難い。むしろ上に見たように、プラハ市民層は身分制秩序を前提としたうえで、その内部の序列の組み替えを追求したのであり、したがってそれは「身分制的革命」(ständische Revolution) とも呼ぶべきものである。民族主義的 (言語ナショナリズム的) 主張についても、フス派諸勢力内部でそれが最も明確に打ち出されたのはこのプラハ市民層 (とくにその指導者たる法律家や下級聖職者) においてであり、ここでは宗教上の改革要求は二義の意味を持

つにすぎなかった。民族主義的主張はプラハ以外の諸都市や貴族層の間でも反響を得たが、一方大学のマグィステルを中心とする教会改革論者は民族・社会問題に無関心であり、また千年王国主義のターボル派にあっても民族主義的色彩は微弱だった。そもそも来るべきキリストの永遠の王国が民族・国家と無縁のはずであるなら、⁹⁴⁾ 宗教的要求と民族主義的主張は究極において矛盾を孕まざるをえない。⁹⁵⁾

ザイプトの研究については、フス派を構成する諸勢力を独立的・対立的に捉えるあまり、教会改革というフス派全体を結びつける絆の意義が過小評価され、また諸勢力間の相互作用・相互移行の現象が十分認識されていないなどの批判もあるが、⁹⁶⁾ ここではさしあたり、ナショナルリストイックな主張の持つ重みがフス派内部で決して一様ではなかった、というザイプトの指摘を確認しておこう。

次にフス派の諸要求における民族主義的要素の位置について。たとえばフス自身に反ドイツ的言明はわずかしか知られていない。支持者に宛てたある書簡で彼は、国や民族に対する侮辱の問題を「神の大義」の上に置かぬよう戒めている。フスが真摯な愛国者であったことは疑いないが、⁹⁷⁾ しかし彼が戦いそして死んだのは国や民族のためではなく、あくまで信仰のためであった。イエロニームの先の演説—そこでは反ドイツ人的色調が明らかであるが—においても、チェコ人が「最も神聖」であるのは何よりもその「信仰の純粋性」によるのであり、近代におけるように民族それ自体に価値があるとされているわけではない。⁹⁸⁾

フス派の綱領と言われる1420年7月のプラハ四ヶ条に即して同じ問題を見ておこう。あらかじめこの四ヶ条成立の経過を簡単にたどっておけば、まずその前年、カトリック側の要求に屈して国王ヴァーツラフ4世がプラハ新市街参事会の構成を変更し、また両種聖餐の行われていたいくつかの教会をカトリックに返還して、これに反対する者を市庁舎内部の牢獄に拘禁した。この措置に反発したフス派の大規模な集会在、聖書にちなんでターボルと名づけられた南チェコの山で開かれたのは同年7月22日のことである。そのほぼ一週間後、7月30日の日曜日の礼拝の後、ジェリフスキー率いるフス派のプラハ市民が新市街の市庁舎を襲撃し、カトリックの参事会員らを窓から突き落とすという事件が起こった。フス派革命の発端とされる有名な事件である。翌8月にはヴァーツラフ4世が急死し、フス処刑（1415年7月）の張本人と目されたドイツ王ジクムント（ジギスムント）—ヴァーツラフの異母弟—が王位継承者となる。9月にはブジー・ホラで、後にターボル派と呼ばれることになる地方急進派の大規模な集会在開かれた。事態がいよいよ風雲急を告げるなか、1420年3月に法王はチェコの「異端」に対する十字軍の勅書を発し、同年6月、ジクムント率いる十字軍がプラハを攻囲した。プラハ四ヶ条はこのような情勢のなかで、フス派諸勢力の合意として同年4月以降しだいに形を整えていったものであり、以後ほぼ15年にわたり、⁹⁹⁾ カトリック側との交渉の基礎として用いられた。

さてプラハ四ヶ条は、説教の自由、両種聖餐の自由、聖職者の財産所有禁止、そしてしかるべき職権を持った人々による罪業の処罰（俗人に対する聖職者による裁判権行使の禁止）の4項目から成る。¹⁰⁰⁾ われわれにとって興味深いのは、この四ヶ条に民族主義的要素が希薄なことである。なるほど第4項には「王国とチェコ語を話す民（jazyk český）」にふれた文言があるが、しかしそれは罪業の処罰が適切になされ、その結果「この国についての不正な噂が洗い流される」ことによつて「王国とチェコ語を話す民の公益」が実現されるという付随的な文脈においてでしかない。¹⁰¹⁾

もっとも上の四ヶ条に要求が集約される過程で、フス派内部に民族主義的要素が見られなかったわけではない。たとえば同年4月のプラハ宣言は、十字軍を「われわれの敬虔な王国」に敵対するものと呼び、教皇が「われわれの不倶戴天の敵」であるドイツ人にわれわれと戦うよう求めた、と非難している。また宣言は、エルベ・スラヴ人の運命を想起しつつ、神の真理のみでなくチェコ人の存在自体が脅かされている、と危機感を訴えた。¹⁰²⁾ジクムント軍のチェコ侵入が目前に迫るという事態のなかで、同じ4月にプラハで再度宣言が発せられた。「チェコ王国ならびにモラヴィア辺境伯領の貴族、騎士、従者、市民、そしてすべての共同体」に宛てられたこの宣言は、ジクムントの「罪業」—チェコを異端と呼び、フスを処刑し、さらに十字軍を呼びかけるなどを列挙し、「チェコ王国とその言語共同体 (jazyk)」に加えられたこのような恥辱に抗して立ち上がるよう訴えた。そこではまた、両種聖餐の自由、説教の自由、聖職者の財産所有禁止というプラハ四ヶ条の三つの要求と並び、第四にチェコ王国ならびにチェコ語を話す民の公益、そしてこの両者の汚名を雪ぐべきことが求められている。宗教上の改革とチェコ人の利益とが不可分のものとして結びつけられているのである。¹⁰³⁾

二つのプラハ宣言に見られるこのようなナショナリスティックな要素が、7月のプラハ四ヶ条でほとんど消え去っているのはなぜか。一因として挙げうるのは、4月の両宣言が比較的少数のプラハ・ナショナリスト、プラハ新市街の急進的イデオログによって作成され、彼らの意図を強く反映したものと考えられることである。これに対して同年5月27日、プラハ市民とターボル派等の間で結ばれた協定では、罪業の処罰に関するプラハ四ヶ条の第4点が現れる一方、チェコ王国ならびにチェコ語を話す民の公益という項目は消えている。¹⁰⁴⁾

さらにわれわれは、上のプラハ宣言ならびにプラハ四ヶ条を取り巻く情勢をあらためて想起する必要がある。二つのプラハ宣言は、十字軍の脅威がフス派信徒のあいだに恐怖と不安を引き起こすさなかに作成された。戦争のプロフェッショナルである多数の傭兵からなる十字軍に対し、フス派の軍勢のチャンスはわずかと思われた。プラハ宣言は、このような切迫した事態のなか、フス派内部に広がる敗北主義を打破すべく発せられたものである。迫り来る敵に対して神への忠誠のみでは十分な動員はおぼつかず、「不倶戴天の敵」たるドイツ人に対する民族感情の発揚が図られたのである。¹⁰⁵⁾切迫した情勢はまた、フス派諸勢力が歩み寄って敵と対する条件をも創り出した。プラハ四ヶ条はその産物と言ってよい。ただしターボル派を含むこれら諸勢力が合意する—そしてまた合意すべき—プログラムといえば、それはやはり信仰上のもの以外ではありえなかった。

シュマヘル言うように、「フス派革命の中心的プログラムにおいて、民族的要素は二次的重要性を持つにすぎなかった」。フス派およびその敵対者のいずれにとっても、最大の争点は教会ならびに信仰のありようにこそあった。¹⁰⁶⁾ただし彼自身強調するように、それはあくまで優先順位の問題であり、民族的要素の重要性それ自体を否定するものではない。上の各所でふれた以外にも、フス派諸勢力の文書に民族主義的発言を見いだすことは容易である。たとえば1415年9月、チェコ、モラヴィア、シロンスクのフス派貴族による武装同盟結成の議定書は、2ヶ月前のフス処刑を、「無辜なるわれわれが全キリスト教世界の前で被った恥辱、われわれチェコ王国 (koruna) を傷つけた虚偽かつ不当な非難」であるとしてこれに抗議した。ここではフスの信仰の正しさを擁護しつつ処刑の不当を論難するのではなく、むしろ彼を異端とすることがチェコ民族

の名譽を傷つけるものであるとの議論がなされている。フス裁判の前後に発せられたチェコ貴族層の数多の抗議文には、このような議論が共通して現れている。民族主義的色彩が弱いとされるターボル派においても、たとえば1420年7月、ヴィーテク山での戦勝の翌日作られたある歌には、「ドイツ人、Míšněny (Misnians:不詳)、ハンガリー人、シュヴァーベン人、オーストリア人、裏切り者のチェコ人を神がうろたえさせ、恐怖で満たし、敗走させた」との歌詞がある。また1426年の全ターボル派の決議は、「信仰と、そしてボヘミア王国 (commune bonum terre regni Boemie) に敵対する」ものすべてに対し、可能な手段すべてをとる旨唱っている。プログラムとしてのナショナリズムは欠けていたとしても、自然発生的な民族感情の発露はターボル派においても抑えがたかった。¹⁰⁸⁾

ところで上のターボル派の歌に「裏切り者のチェコ人」とあるように、フス派にとっては当然ながら彼らの教義を受け入れない同国人もまた敵であった。¹⁰⁹⁾ カトリック信者であるチェコ人には「チェコ人」と名乗る権利が否定され、ローマ教会の信仰に従う者という意味で「ローマ人」(Římané) と蔑称されることもあった。¹¹⁰⁾ 逆にフス派陣営も純粹にチェコ人ばかりから成っていたわけではなく、ドイツ人が指導的地位にあることも例外ではなかった。¹¹¹⁾ ただしフス派＝チェコ人、カトリック＝ドイツ人という図式の相対的正しさに根拠がないわけではない。まず、チェコ領外にもフス派の信仰が浸透したことは事実であるにせよ、フス派信者の圧倒的多数はやはりチェコ人であった。一方プラハをはじめ諸都市の富裕なドイツ人市民の大半は、フス主義に敵対的だった。¹¹²⁾ 1420年から21年にかけて、プラハでは逃亡したドイツ人の財産が没収され、またとくにドイツ人を対象にして、フス派の教義を容れぬ限り財産の相続を認めぬとの市参事会決議がなされている。¹¹³⁾ 目を外に転ずれば、ローマ教会を先頭とする外からの反フス派キャンペーンはチェコ人をただちにフス派と等置した。チェコ語を話す者は異端であり敵とされ、実際十字軍の残虐行為はしばしば相手がフス派信徒であるか否かを問わなかった。一方フス派の世論も、しばしばドイツ人をただちに信仰の敵と見なしている。¹¹⁴⁾ 対立する二つの信仰が、端的に「チェコ人の」信仰、「ドイツ人の」信仰と呼ばれる場合もあった。¹¹⁵⁾ 戦勝に次ぐ戦勝のなかで、チェコ人を「選ばれた民」—「不信心な」チェコ人はもとよりそこから排除される—とするメシアニズムの意識も高まりを示す。¹¹⁶⁾

フス派時代のチェコにおける民族意識の高揚を、グラウスは東中欧におけるネーション形成の「特異な事例」(Anomalie) であると言う。¹¹⁷⁾ 実際チェコ人・ドイツ人間の敵対は当時他に例を見ない激しさを示し、また民族意識の担い手も、貴族・聖職者から市民、そして場合によっては農人大衆までも含む広がりを見せた。宗教戦争という特異な事態が、このような民族意識の高揚につながる決定的要因であったことは疑いない。ただしこのような民族意識の高揚が、チェコ、そして東中欧の他の諸国、あるいはこれを含むヨーロッパの歴史の文脈のなかで孤絶した現象であったわけではない。ツェルナックは、ヨーロッパの歴史のうちにネーション形成の三つの大きな波が存在したと言う。すなわちまず9～10世紀に、現在にまで至るヨーロッパのほとんどのネーションが姿を現し、次に12～15世紀にヨーロッパは民族意識の高揚期を迎え、中世におけるネーションの形成がここで一定の完成を示す。そして最後に19/20世紀が、市民的ネーション、ネーションステートの出現とその完成をもたらした。¹¹⁹⁾ グラウス自身強調するように、フス派時代のチェコは、東中欧(あるいはさらにヨーロッパ全体)におけるネーション形成の一つの「頂点」を成

すものだったのである。¹²⁰⁾

- 1) Beumann (1978), 362; ザイプト (1979), 97f. グラウスは、ヨーロッパにおけるネーションの形成に関しては「東西格差」も「南北格差」も存在しない、と言う。Graus (1980), 146.
- 2) Conze (1992b), 60.
- 3) Conze (1992b), 82. ある試算によれば10/11世紀頃、イタリアの人口密度は1平方キロメートル当たり20~24人であったのに対し、ドイツでは10人、チェコでは6人、ポーランドとハンガリーでは多くとも5人、それより東のロシアおよびバルト海沿岸地域では1人にすぎなかった。しかし14世紀末になるとポーランドの人口密度は1平方キロメートル当たり10~20人となり、ドイツの水準にはほぼ追いつく。ただし地域間格差はかなり大きく、1340年のポーランドの調査によれば、この頃すではほぼ全域で植民が進んでいたシロンスクでは1平方キロメートル当たり20人、またマウウォポルスカのクラクフ（クラカウ）司教区では40人にも及ぶ一方、ヴェルコポルスカおよびマゾフシェでは2~4人（さらにその内部で西から東に向かって人口密度は低下する）にすぎなかった。Rogall (1996b), 55, 75.
- 4) たとえば、高村 (1980), 第3章の補論1~3 (1943年初出); 森本 (1965)。とくにプロイセンについて、阿部 (1974), 第4章; 山田 (1982)。また東方植民の経過の簡単な概観として、ボーズル (1979), 71-83; Press (1992), より詳細には、イグネ (1997), 第1部第8章および第2部を参照。
- 5) Zernack (1980), 197.
- 6) なお東方植民については、その評価それ自体に民族的対立が長く影を落としてきた。東方植民に関わって、たとえば19世紀ドイツの歴史家ドロイゼンは、スラヴ人は国家形成の能力を例外的にしか持たない、と言い、同様にトライチュケも、東の諸民族に対する支配者としてのドイツ人の地位を「野蛮に対する文化諸民族 (Kulturvölker) の権利」として正当化した。Schlesinger (1975a), 20f. この問題について、阿部 (1965); イグネ (1997), 25-31を参照。またドロイゼン、トライチュケについては、ヴェーラー (1982/83) の当該歴史家の項目を参照。
- 7) Conze (1992b), 63f.; Schlesinger (1975a), 23-25; 阿部 (1974), 152f.; イグネ (1997), 126f.; Rogall (1996a), 15; Rogall (1996b), 63.
- 8) Rogall (1996b), 50, 61, 63, 75; ボーズル (1979), 77; ギエイシトル (1979), 217。ただしシロンスクの北部、つまりシロンスク・ドルニ (ニーダーシュレージエン) の地がその後もドイツ的性格を保ったのに対し、南部、つまりシロンスク・ゲールニ (オーバーシュレージエン) のドイツ人は、14世紀末以降、母語たるドイツ語を放棄していった。ポーランド人とドイツ人の融合が大きく進んだこの地の住民は、ただし「シュレージエン人」としてのアイデンティティをしいに形成し、ポーランドよりはドイツに対して帰属意識を持つようになる。この帰属意識がポーランドに移り、この地の選挙民の多数が「宗教」(中央党)や「階級利害」(社会民主党)より「民族」(ポーランド党)に票を投じるようになるのは、ようやく20世紀初め以降のことである。Kuhn (1954), 145-152; Kuhn (1975b), 261; Conze (1983b), 392-400; Conze (1979), 65.
- 9) Rogall (1996b), 63, 74f.; Kuhn (1975a), 370, 379, 389, 397.
- 10) 植民の重要な目的として、さらに国境地帯の防衛があげられる。たとえば13世紀初め、ヴロツワフ (ブレスラウ) のハインリヒ1世がシロンスクの植民に乗り出したのは、隣接するオーバーラウジツでのドイツ人植民を脅威と感じてのことであった。またマウウォポルスカ東南部のカルパチア山脈山麓のドイツ人植民は、北に向かって触手を広げるハンガリーの土地開発（これもドイツ人入植者による）に対抗してのものだった。ただしこのような国境地帯の植民を別とすれば、農村植民に対する君主の関心はさして大きくなく、むしろ一般の領主の私的なイニシアティブに任されていた。そしてその場合は国境森林地帯の開墾ではなく、古くからの定住地の開発が中心となっている。またポーランドに限らず、とくに植民活動の初期（東ドイツの諸辺境伯領ではすでに12世紀、シロンスクやポーランドでは13世紀前半）には、君主が修道院や騎士修道会に土地を与えて開墾を委託するという方策が

しばしばとられた。ただし騎士修道会による植民は、プロイセンにおけるドイツ騎士修道会の例を除けばすべて失敗に終わっている。Kuhn (1975a), 377f.; Kuhn (1975b), 229-235, 250, 259; Rogall (1996b), 57, 74.

- 11) 「ドイツ法」とはドイツ本国で施行されていた法律という意味ではなく、すでに11世紀以来、エルベ川以西で進行した植民の過程で姿を整えてきた入植者に対する特別な法＝権利の総称である。Rogall (1996b), 59. なお、本節注20を参照。
- 12) Kuhn (1975b), 260. さらに、イグネ (1997), 272f. を参照。シロンスクでは、すでに1228年にドイツ人と現地民を同権とする王の特許状が発せられている。Zientara (1975), 339 (Anm. 22). またチェコでは、とくに14世紀に現地民に対するドイツ法の賦与が行われた。Moraw (1993), 80.
- 13) Rogall (1996b), 61f.; Moraw (1993), 79f.
- 14) さしあたり、森本 (1965) を参照。阿部謹也氏によれば、「西ドイツから来る農民に示された初期の勧誘状に盛られた好条件は実は全く初期の（プロイセンでは1260～80年代）農民に与えられた特権にすぎ」ない。たとえばプロイセンのドイツ騎士修道会領では、1350年頃から村のハントフェステ（村落設定文書）に賦役義務が記載され始めており、また1340年以後に設置された騎士領では農民の負担が極めて重くなっている。阿部 (1974), 154f. またシロンスク・グールニでも、植民活動の末期（14世紀初め）になると、ドイツ法による入植者に対しても年数日の賦役が課せられている。Kuhn (1954), 172.

この点に関連して、いわゆる「再版農奴制」についての I. ウォラーステインの解釈に対する T. スコッチポルの批判は興味深い。よく知られるようにウォラーステインは、16世紀の東エルベにおける「再版農奴制」の成立を、資本主義的世界市場への組み入れによる「辺境」化の典型的事例の一つとして挙げている。しかしスコッチポルによれば、この地域からの穀物輸出の増大は1500年以降、本格的には16世紀後半のことであるのに対し、農民の隷農化はすでに15世紀末までには東エルベの事実上すべての地域で進行していた。つまりウォラーステインの説明は因果関係の時間的な順序に合致しないのである。またスコッチポルは、市場機会をどの階級が最も良く利用しうるのは先行する階級関係のパターンによって決まる、と言う。東エルベの場合、村落共同体の連帯・自律が西の農村に比べてはるかに弱体であり、これが領主による農民支配＝「再版農奴制」の成立を容易にする決定的要因となった。16世紀に穀物需要が拡大したとき、たとえば北西ドイツの諸地域では農民自身がこのチャンスを利用したのに対し、領主の強力な支配下に置かれた東の農民にはそのような可能性はなかった。こうしてスコッチポルは、世界市場という外部要因を決定的に重視するウォラーステインの理論的立場を、それぞれの社会における階級関係の重要性を軽視するものと批判するのである。Skocpol (1974), 61-63. 以上についてさらに、Brenner (1976), 53-60（この論文では、中世末から近代初期にかけての経済・社会変動を人口動態によって説明しようとする M. M. ポスタン、ル・ロワ・ラデュリら、また同じ現象を商業化の進展によって一ウォラーステインら一、あるいは商業化の進展としてのみ一ダグラス・ノースら一説明しようとする見解が批判され、むしろ各地域の階級構造が人口動態や商業化の様態・進度を規定すると主張される）、また村落自治の弱体とグーツヘルシャフト成立との関連について、Harnisch (1991), 328-332を参照。入植農民の権利の劣悪化の問題は、あらためて検討さるべき課題と言えよう。

- 15) Rogall (1996b), 75f., 96; Rogall (1996a), 17; Zientara (1975), 339f.; Kuhn (1975b), 257f.
- 16) ポーランドに限らず、鉦山都市および大商業都市はそのほとんどが君主の主導下で建設された。ただし大商業都市、とくに後にハンザ都市となるバルト海沿岸の諸都市の場合は、商人も独自のイニシアティブを発揮している。Kuhn (1975b), 238-240, 247f.; Conze (1992b), 77f.

なおマウウォルスカの植民については若干の統計数値が得られるので紹介しておこう。ここでは1220年のクラクフを皮切りに1315年までに45の都市がドイツ法に拠って建設されたが、うち18は君主、残る27は司教・修道院など教会組織によるものであった。農村植民においては、1256年から1315年の間に確認される152件のドイツ法に拠る村落設定のうち、君主によるものは3、君主の妻によるもの

は13、貴族は6であったのに対し、司教など教会組織によるものが130にのぼった。また先述したハンガリー国境森林地帯での防衛目的の植民を別とすれば、村落設定のほとんどすべては古くからの定住地で行われている。

植民活動において教会がきわめて大きな比重を占めるというのは、とくにマウオポルスカに顕著な現象である。これは、この地を統治するピャスト家が包括的な都市計画・植民計画を持たず、強力な組織力を持つ教会に植民事業の大半を委ねた結果である。しかし14世紀初め、長期にわたる諸公国の分立状態がようやく克服されるとともに、状況は大きく変わる。1315年から1370年の間にドイツ法—14世紀以降はすべてマクデブルク法—に拠って設立された都市74のうち、55が君主、3が司教、7が修道院、そして9が貴族によるものであった。また村落設定についても、1305年から1385年の間に君主によるものが90を数えた。この時期の都市建設—その大半は小規模な農村都市である—により、シロンスクに1世紀遅れてマウオポルスカにも密度の高い都市網ができあがる。最後に1370年以後になると君主のイニシアティブは再び低下した。1371年から1650年の間に建設された134の都市のうち、王によるものは15、教会組織によるものは13にすぎなかったのに対し、貴族によるものは106にのぼった。植民活動の終盤に至って、都市建設の主導権は貴族の手に移ったのである。Kuhn (1975a), 375f., 378f., 383-385, 388, 412f.

- 17) Kuhn (1975b), 248f.; Kuhn (1975a), 388; Rogall (1996b), 64; 井内 (1991), 115-122. 植民都市の形状について、さらにイグネ (1997), 377-388を参照。なお15~20 km というのは農民が日帰り都市の市を往復しうる距離であった。シロンスクやドイツ騎士修道会領（ただし後者では、都市間の間隔は平均して35~40 km であった）でこの理想的状態がほぼ実現されたのは、この地がもともとほとんど人の住まない未開の地であり、その分計画的な都市建設が可能であったことによる。Moraw (1993), 82; イグネ (1997), 377.
- 18) Rogall (1996b), 64; Conze (1992b), 73.
- 19) たとえばヴロツワフでは、1242年にドイツ法による新都市がオドラ川左岸に築かれ、以前からの城塞のある大聖堂島 (Dominsel) は司教の管理下に置かれた。Conze (1992b), 74f.; Moraw (1994), 131 (18世紀半ばのヴロツワフ市街図); Bayerischer Schulbuch-Verlag (1970), 128 (中世ヴロツワフの市街略図)。またポズナン市の建設について、井内 (1991), 106-115; 井内 (1992)。
- 20) ドイツ法といってもいくつかのタイプがあり、ポーランドでは主としてマクデブルク法、そしてこれから派生したプレスラウ法やノイマルクト法、またマゾフシェでは隣接するドイツ騎士修道会領に倣ったクルム法が採用されたが、ただしこれらのあいだにさほど大きな違いがあるわけではない。都市領主である諸侯はいずれの都市法を選ぶかを当事者に委ね、その結果、ある都市の依拠する都市法が数度変わるといような事態も生じた。いずれにせよこれらの都市法は大枠を与えるものでしかなく、その内実は各都市の実情に応じて定められていった。またドイツと異なりポーランドでは特別の農村法は存在せず、農村植民の場合も都市法が適用された。従ってドイツ法に拠る村落は、ドイツでは都市にのみ認められた自由を享受している。もっとも、都市と農村は文書においては“civitas”と“villa”として区別され、また市場権・通商権などの特権は農村には与えられなかった。Rogall (1996), 59-61, 71. Vgl. Bayerischer Schulbuch-Verlag (1970), 98 (東中欧における都市法の分布図)。
- 21) Conze (1992b), 75-77; Rogall (1996b), 64-66. さらに、キューニューヴィチ (1986), 75-81, 86-96, 145-153; イグネ (1997), 391-398を参照。
- 22) 農村植民の場合でも、ロカトールが村長 Schulze となるのが普通だった。当初ロカトールの多くは西側出身の小貴族、都市市民、富裕な農民であったが、植民の進展とともに東の地域からもロカトールが現れるようになり、現地のドイツ市民が周辺の農村植民の請負人となることもしばしばあった。なお比較的大きな都市では裁判官たる Vogt の補佐として18~24人の参審人 Schöffen が選出され、これがやがて市参事会制度の核となった。ただし参事会員となりうる者は一部の閥族に限られ、これとツンフトに支えを持つ一般市民との間に対抗関係が生まれてくる。Conze (1992b), 75; Rogall

- (1996b), 66 ; Kuhn (1975a), 392 ; Moraw (1993), 55. さらにプロイセンの植民都市について, 阿部 (1974), 第4章第4節を参照。
- 23) クラクフの場合, 1392~1400年に市民となった者1097人のうち833人がドイツ人であった。新たな市民中のドイツ人の比率は1400~1429年にも63%に及んだが, しかしその後急速に減少し, 1500~1506年には24%にすぎなくなる。15世紀になってドイツ人の移住が事実上停止し, その一方で多くのポーランド人が市民権を取得するようになったのである。こうして1400年には90%にのぼったクラクフのドイツ人人口は, 1600年には10%弱に過ぎなくなる。Rogall (1996b), 96 ; Conze (1992b), 90. なお, 本節注62を参照。
- 24) Kuhn (1975a), 376, 380 ; Rogall (1996b), 66, 69 ; Graus (1980), 126 ; ケニエーヴィチ (1986), 149-150 ; イグネ (1997), 402-406. そもそも13世紀における植民都市建設の当初, 「ドイツ法」の諸特権を享受しうる「市民」(cives)はドイツ人に限られ, ポーランド人にはそれとは別の古い「ポーランド法」が適用されていた。このような法的二重状態が解消するのは14世紀以降のことと考えられる。井内 (1992), 242-244, 252f.
- 25) Rogall (1996b), 45, 76-78 ; Zientara (1975), 343f. ; Graus (1980), 126f.
- 26) Vgl. Rogall (1996b), 15-17.
- 27) Rogall (1996b), 48-50 ; Graus (1980), 58 ; Graus (1966), 21 (引用箇所).
- 28) Rogall (1996b), 50f. ; Zientara (1975), 345f.
- 29) Zientara (1975), 346f. ; Graus (1980), 119-122. ポーランドの分裂状態について, ケニエーヴィチ (1986), 71-75, 97-113を参照。
- 30) Graus (1980), 124f. ; Conze (1992b), 123. 14/15世紀ポーランドの国家構造について, 井内 (1990) を参照。
- 31) Graus (1980), 88, 118-120, 123f., 129 ; ケニエーヴィチ (1986), 125-128, 131-135 ; Rogall (1996b), 86.
- 32) Graus (1980), 65, 69.
- 33) Graus (1980), 129.
- 34) Conze (1992b), 64, 71f. ; Rogall (1996b), 70 ; イグネ (1997), 351-358. スラヴ人がドイツ法の権利を獲得した場合, フーフエ制に従って農村の再開発がなされたが, その際各戸に与えられた畑の広さはしばしば1フーフエないし半フーフエにすぎなかった。イグネ (1997), 235f., 276, 318, 339. なお道路村落とは, 農家が一本の道の両側に並んで建つタイプの村落である (シロンスク・ゲールニの場合, 農家の並ぶ道の長さは最高2 km程度であった)。耕地はこの道と直角に整然と並び, その全体がいくつかの耕区に分かれている。各農戸はこれら耕区のそれぞれに地条型の地片を持っていた。ただし各戸の農地がひとまとまりになり, 直接農家につながって細長く伸びている場合もあった。道路村落と類似のものとして道路草地村落 (Straßenangerdorf) と呼ばれるタイプがある。これは, 細長い草地 (村の共有地で, 家畜が放し飼いにされる) を中央に挟んで道が二本走り, そのそれぞれに農家が並ぶというものである。最後に, 山間地に多く見られる森林フーフエ村落では, 谷を走る道に沿って, 広い間隔を置いて農家が並び, 各戸の耕地は農家から山側に細長く伸びている。家の列は数キロメートルに及び, 間を置かず次の村に接することも稀ではなかった。Kuhn (1954), 37f., 299-304, 336-339 (シロンスク・ゲールニにおける各種村落形状の地図) ; イグネ (1997), 341-348.
- 35) とくにチェコ・モラヴィアでは, 東方植民以前に遡る一定の発展の結果, 無住の地に限られ, 森林フーフエ村落のように農家が一行に長く伸びるような形状は, たとえばシロンスクほどには見られなかった。むしろここでは三圃制 (二圃制, 穀草式農法も存在した) の各農圃が村の周囲にまとまって一道に直交する形でなく一存在する場合がしばしば見られ, さらに古くからの不規則な耕地制度も残存していた。Moraw (1993), 83-86 ; Moraw (1994), 119-121 (シロンスクについて) ; Bayerischer Schulbuch-Verlag (1970), 96f. (中欧における村落形態ならびにその分布図) なおドイツやフランスの古くからの定住地では, 東中欧のように規則的輪郭を持った村落形態はほとんど見られない。むしろ

- ろここではさまざまな大きさの小村（Weiler, Haufendorf）が中心であり、12/13世紀になって、ヴェーゼル川沿い、ヘッセン、オーデンヴァルトの若干の山地地帯でのみ森林フーフェ村落が現れ、また北海沿岸部で11世紀以降湿地フーフェ村落（Marschhufendorf）が広がったにすぎない。Conze（1992b）, 67f.
- 36) Kuhn（1975a）, 395-397. 1370年のカジミェシュの死後、ハリチ・ルテニアは一旦ハンガリー領となるが、1387年に再びポーランドの手に戻った。
- 37) Kuhn（1975a）, 396f.; キェニューヴィチ（1986）, 128.
- 38) Kuhn（1975a）, 397.
- 39) Kuhn（1975a）, 403-405. ルーマニア人、ウクライナ人について、Conze（1992b）, 94-97を参照。
- 40) Kuhn（1975a）, 405-407.
- 41) Conze（1940）, 66-87（とくに78f.）; Conze（1992b）, 80f. ちなみにリトアニア大公所領の農村住民は、コンツェによれば以下の四つの集団に分かれる。1. 特別の役務につく特権農（大公に直属する馬の世話人、狩・戦争の際の射手、森林監視人など）。彼らには2フーフェの耕地が与えられ、通常の役務は免除される。2. 通常の小作農（Zinsbauer）。3. 賦役農（Scharwerksbauer）。4. 小屋住農（Kleinhäusler）。このうち2と3が当初農民の大半を成していたが、領主直営農場が拡大するに伴い、賦役農がリトアニアの農民の中心を成すことになった。この賦役農に限らず、小作農の場合も自由民としての資格は制限され、届け出なしに住地を離れることは許されなかった。逃亡した農民が捕縛された場合、彼は以前の土地を取り上げられ、未開墾のフーフェを新たに割り当てられた。家屋・納屋等売って別の土地に移ることは可能であるが、ただし大公の所領内に限られた。農民の土地と労働力は、あくまで大公ないし貴族領主の所有物だったのである。また村には村長（Schulze）職がおかれていたが、これは村落の自治とは無縁であり、領主による農民支配の道具でしかなかった。Conze（1940）, 89-95.
- 42) Conze（1940）, 78f. 87 112-120; Conze（1992b）, 1. なおフーフェ制が成立した場合でも、リトアニア人地域では単独相続慣行のもとで完全フーフェが維持されたのに対し、東のスラヴ人地域では大家族制と分割相続慣行のもとでフーフェの分割、過剰人口の村内滞留という事態が支配的になる。Conze（1940）, 122-129, 137f., 140f., 172-174, 211; 佐藤（1989）. なおリトアニアの北、ラトヴィア人とエストニア人の地では、ドイツ騎士修道会が既存の土地制度に介入しようとせず、ドイツ人農民による村落設定、フーフェ制の導入は行われなかった。この地域でのドイツ人植民は都市建設に限られる。Conze（1992b）, 100. さらに、イグネ（1997）, 290を参照。また、ミール共同体について、鈴木（1990）: 肥前（1986）, 26ff., とくに47f.（ドイツのフーフェ原則＝地縁原理の優位とロシアの^{ドツォル}世帯原則＝血縁原理の優位の対比）を参照。
- 43) Conze（1992b）, 81, 108f.
- 44) 薩摩（1991）, 17-26を参照。周辺諸国のうちチェコと同様の統一性を保ったのはハンガリーのみである。Graus（1980）, 52.
- 45) Conze（1992b）, 43; Graus（1966）, 37f. もっとも11世紀以来チェコ領となったモラヴィアは、ドナウ川に向かって南に大きく開けている。なお東方植民期の入植活動を通じてチェコとモラヴィアは密接に結びつき、両者の間の古くからの緊張はしだいに克服されていった。Graus（1966）, 38; 薩摩（1991）, 183.
- 46) Graus（1980）, 53. 政治的分裂に苦しんだポーランドでは、“terra”よりはむしろ“regnum Poloniae”（「ポーランド王国」）のような政治的概念が重要性を持った。一方これに照応する“regnum Bohemiae”は後にチェコ王国の公式の呼称となるが、12世紀初めにはなお重要な役割を果たしていない。Graus（1980）, 62, 73.
- 47) 次段落を含め、かっこ内はBretholz（1923）のページ数。またそれ以外の用例について、ebd., 263f.（索引Boemia: terraの項）、さらにGraus（1980）, 166を参照。
- 48) あるいは「一般に政治的イデオロギーはつねに具体的な『敵』または『対立者』を前提としてはじ

- めて成立する」（強調原文）。丸山（1964），154。エーラーズは、外国人憎悪は中世における民族意識、ネーション形成にとって持続的意味を持たなかったと述べているが、過小評価であろう。Ehlers（1989a），24f. Vgl. Zernack（1989），380；Graus（1966），6-8。なお、近代ナショナリズムの展開にとっての「敵」の意味に関する近年のすぐれた研究として、Jeismann（1992）。
- 49) Vgl. Bretholz（1923），XVIIIf.
- 50) Graus（1980），60.
- 51) Graus（1980），55.
- 52) 荒木（1996a），236；荒木（1996b），227。ガルの年代記について、荒木（1985）を参照。なお「ガル」とは「ガリア人」という意味である。イグネ（1997），425.
- 53) Graus（1980），55；ボーズル（1979），58.
- 54) Graus（1980），54.
- 55) Graus（1980），60.
- 56) Graus（1980），57f., 60f.; Bretholz（1923），115f.; 薩摩（1991），32.
- 57) Graus（1975），228。グラウスによれば、この規定によって「言語ナショナリズム」への最初の決定的一歩が踏み出された。ただしこの規定自体は、1349年に教皇の命によって取り消される。
- 58) Moraw（1993），77.
- 59) Moraw（1993），77.
- 60) Moraw（1993），59-61, 79, 82.
- 61) Moraw（1993），76；薩摩（1992），3f.
- 62) Moraw（1993），70, 73。さらに、イグネ（1997），67（注32）を参照。ただし市民の名前の調査からは、当然ながら正規の市民でない下層民は捉ええないし、また名前とエスニックな帰属を常に同一視しうるわけでもない。Graus（1980），101（Anm. 106）。なおブラハは旧市街、新市街、マラー・ストラナというそれぞれ独自の自治機構を持つ三つの都市から成っていた。このうち新市街ではあらゆる階層でチェコ人が多数を占めた。Šmahel（1969a），161.
- 63) Moraw（1993），76；ボーズル（1979），77f.; Graus（1980），88f.; Graus（1966），41, 43；Graus（1975），228f.; Šmahel（1969a），150.
- 64) Graus（1965），36。ヴェーバーは、中世ヨーロッパの身分制国家（Ständestaat）について次のように言う。「われわれが今日統一的な『国家権力』の内容とみなしているものは、身分制国家では個別的権利の束として種々な人々の掌中に分散していた。現代的意味での『国家』なるものはそこではまったく問題にならなかった。」「物的財の私的所有の仕方に応じて個人および団体が政治的権利を得ること、このような特権保持者（のみというわけではないが、いつも主として）が妥協によって政治問題を調整するために共同の会議に参集すること」（強調原文）、これが身分制国家の特徴である。ヴェーバー（1917），282f.
- 65) 薩摩（1991），28, 52；Seibt（1971），138。チェコの貴族については、10世紀末までにプシェミスル家によって有力豪族層の勢力が絶たれた後、主として大公の従士層の社会的上昇によって新たな貴族の家系が生まれたとする「勤務貴族説」と、旧豪族層が固有の勢力圏を守り通したまま貴族に転化していったとする「豪族層連続説」とが対立している。薩摩（1991），27-35。
- 66) 薩摩（1991），77f.; Seibt（1971），141；Graus（1980），90f。なおザイプトは、レーエン制を国王による集権制実現のための有用な法的手段と規定したうえで、チェコではそれが国の周辺部や、あるいは防衛目的の砦の建設に際してのみ例外的に導入されたにすぎなかった、と言う。Seibt（1971），139。ポーランドでもレーエン制は未発達であり、このことが王と対峙する貴族の力の一因となったといわれる。Conze（1992b），125。また、ヴェーバー（1962），290も参照。チェコのレーエン制について、さらに、薩摩（1991），58-60を参照。薩摩氏はここで、レーエン制の存在を王に対する貴族の独立の基盤と捉えているように思われる。ザイプトの上の理解との齟齬—あるいはむしろレーエン制に内在する両側面と言うべきか—の問題を含め、レーエン制の東限についてはなお検討が必要であ

- ろう。
- 67) Conze (1992b), 114.
- 68) 薩摩 (1991), 96-110, 136-143.
- 69) Graus (1980), 90. なお Conze (1992b), 112f. に12世紀から15世紀にかけてのチェコ王家の婚姻関係一覧がある。
- 70) Graus (1980) 62f.; Graus (1975) 172f.; 薩摩 (1991), 33, 72; 江川 (1995), 125f.
- 71) Graus (1980), 92f.
- 72) Graus (1980), 21, 93f.; Graus (1975), 227f.
- 73) Graus (1980), 99f.; Graus (1966), 31 (Anm. 104), 46-48; Šmahel (1969a), 155 (Anm. 29a).
- 74) Graus (1980), 100-102; Šmahel (1969a), 218; ザイプト (1979), 129.
- 75) Moraw (1993), 152; Seibt (1963), 82.
- 76) 1414-18年のコンスタンツ公会議で、当初参加者はフランス、イギリス、イタリア、ドイツ（ゲルマン）の4つの *natio* に分かれ、後にスペインの *natio* がこれに加わった。このうち "*natio Germanica*" には "*regnum Teutonicorum*"（「ドイツ王国」）からの参加者のみでなく、スカンジナビアの三王国、そしてポーランド・リトアニア二重王国の代表も含まれている。公会議では、これら *nationes* のうちイギリスに独自の *natio* としての資格を認めるか否かをめぐり、英仏間で議論が戦わされた。その際イギリス人は、彼らが血族関係および社会秩序によってであれ、「*natio* とその本質の最も確かな徴しるしである言語の特殊性」によってであれ、あるいは生活空間の共有によってであれ、真の *natio* としてのすべての特性を備えている、と主張した。中世後期に現れる *natio* 概念のこのような理解は、H.-D. カールによれば「近代的ネーション概念への橋渡し」を意味するものである。ちなみにボローニャ大学の1497年の規約では、住地、職業、身分の如何にかかわらず、ドイツ語を母語とするすべての者が *natio Germanica* に数えられている。これも同様の「橋渡し」の一例と理解されよう。Karl (1978), 87-89, 96-98（とくに87, 96）。さらに、Werner (1992), 231-233; 下野 (1987), 622-632 を参照。
- 77) Moraw (1993), 153f.; 山中 (1948), 183-186.
- 78) Moraw (1993), 154f.; Seibt (1963), 83f.; Seibt (1965), 65-67; Karl (1978), 88; 浅野 (1996), 26f.
- 79) Moraw (1993), 155.
- 80) Moraw (1993), 138, 154f.
- 81) Šmahel (1969a), 151-153; Graus (1966), 35; Moraw (1993), 92. ただしチェコの聖人崇拜は説教のうちにしばしば現れている。
- 82) Moraw (1993), 70, 73; Šmahel (1969a), 152 (note 23), 155 (note 29a).
- 83) Šmahel (1969a), 155f, 160f.; Moraw (1993), 66; 浅野 (1990), 75f.
- 84) Moraw (1993), 129.
- 85) ある調査によれば、1350年ないし1400年以降1421年までの間に、チェコの99の都市のうち3分の1以上（39）でドイツ人が過半を占めるという状態が失われた。Šmahel (1969a), 155; Moraw (1993), 130.
- 86) 薩摩 (1995b), 10-12.
- 87) Šmahel (1969a), 163, 183f., 238; ザイプト (1979), 131.
- 88) フス派運動の経緯について、山中 (1948), 20-32; 薩摩 (1996); ザイプト (1979), 127-138; Conze (1992b), 167ff. を参照。
- 89) Šmahel (1969a), 173-178; 浅野 (1995), 21-24.
- 90) Šmahel (1969a), 177. イェロニームは、信仰の純粋性という点でチェコ人が他に増して優れていることを強調してはいるが、しかし後に現れるチェコ・メシアニズムと異なり、少なくとも明示的には他の民族にも純粋な信仰の可能性を否定せず、またチェコ人を「選ばれた民」とする発言も彼には

ない。

- 91) Šmahel (1969b), 93; Seibt (1965), 10-14; Conze (1992b), 167; Seibt (1962), 30. なお兩種聖餐説 (Ultraquismus) あるいは俗人聖杯 (Laienkelch) とは、パンと葡萄酒の兩種による聖餐授与を聖職者だけでなく俗人にも認めるべきだとする主張である。この説はウィクリフには存在しないフス派独自のものであり、プラハ大学におけるウィクリフ主義者の重鎮ヤコベルスによって唱えられた。フス自身は当初この説に対して慎重な態度をとったが、やがて賛成に転じた。この兩種聖餐説、そしてフス処刑後の彼に対する崇拜が狭義のフス派を特徴づける。それ以前の改革派はむしろウィクリフ主義者と称すべきものであるが、本稿ではとくに断らない限り両者を一括してフス派と呼んでいる。山中 (1948), 89-92.
- 92) Šmahel (1969a), 178.
- 93) プラハについてはこれと並んで、さらに説教師ジェリフスキー率いる下層民の反身分制的・共和制的運動が別に挙げられねばならない。すぐ後に見るターボル派とともに、それは「身分制的革命」に対するオルターナティブを提示するものであった。1421年秋以降、住民集会を基盤として市政を牛耳ったこの運動は、ただしすでに翌年3月、市参事会の命でジェリフスキーが密かに処刑されるとともに後景に退いた。なおこの運動とターボル派の運動が一括りにされる場合があるが、少なくともターボル派の千年王国主義はジェリフスキーには見られない。Seibt (1965), 141f., 183f.; Seibt (1962), 39.
- 94) ただしキリストの再臨する「選ばれた場所」はチェコ国内にあるものと考えられていた。Šmahel (1969a), 200, 202.
- 95) 以上ザイプトの見解は、Seibt (1965), 179-188; Seibt (1963), 88-96; Seibt (1962), 37-43による。
- 96) Kalivoda (1967), 235-237. またカリヴォダの指摘するように、大学マギステルは民族問題に無関心だったというザイプトの主張は、先に見たイエロニームを想起しただけでも容易には支持しがたい。Ebd., 237f. ザイプトの研究の紹介として、浅野 (1989).
- 97) Šmahel (1969a), 168f., 181 (note 116). さらに Seibt (1965), 74, 87-89. ザイプトによれば、フスは1410年以降ナショナルな問題から離れた。Seibt (1963), 85. いずれにせよ、フスよりはイエロニームに民族主義的・政治的色彩が濃厚である。Seibt (1965), 74, 78f., 89.
- 98) Šmahel (1969a), 176f.; Seibt (1965), 80.
- 99) 浅野 (1990), 64-66; 薩摩 (1996), 10-13; 山中 (1948), 26-28, 99-105, 124-127; Graus (1971), 60-67; Seibt (1962), 47-49. ちなみに十字軍によるプラハ攻囲を打ち破ったフス派の軍勢は、1420年後半からチェコ・モラヴィア領内の反対派の討伐、さらに国外遠征にも乗り出して近隣諸国を脅かした。しかしこれと並行してフス派内部の分裂はいよいよ深刻になり、やがて穏健派とローマ教会が歩み寄って急進派と対立するようになる。リパニの戦いで急進派が壊滅的打撃を被り、フス派戦争が事実上幕を閉じるのは1434年のことである。
- 100) 四ヶ条、および4月以降のそのいくつかのヴァージョンについて、浅野 (1990), 66-72を参照。
- 101) Šmahel (1969a), 245f.
- 102) Šmahel (1969a), 219-222. この宣言では、フス派のプロパガンダには通常あまり見られない聖ヴァーツラフへの言及(「われわれの守護者たる聖ヴァーツラフの助けを得て」チェコ王国を敵から解放する)もなされている。Šmahel (1969a), 220f.
- 103) Šmahel (1969a), 231f. なお「チェコ王国とその言語共同体の公益」云々という表現は、すでに1415年以来多くの抗議文書に見られる。
- 104) Šmahel (1969a), 244f.
- 105) Šmahel (1969a), 220, 234.
- 106) Šmahel (1969b), 135, 192f. あるいはザイプトによれば、「フス主義の民族政治的プログラムは…運動全体にとって拘束力を持つ原理では決してなかった」(強調原文)。Seibt (1965), 92.

- 107) Šmahel (1969a), 188-190; Seibt (1963), 86. なおこの議定書をはじめ、当時のチェコの史料に現れる“koruna”（王冠。ラテン語では corona）の語は、王の権力・領地を指す“regnum”に対し、王のみならず王国の成員としての諸身分を包摂する政体としての国家という意味合いを有していた。Šmahel (1969a), 191.
- 108) Šmahel (1969a), 236f.; Šmahel (1969b), 116f.
- 109) チェコにおけるフス派信者とカトリック信者の比率について、シュマヘルは前者がチェコ人口の50%以上を占めたと推定している。Šmahel (1969b), 123.
- 110) Šmahel (1969b), 123.
- 111) Seibt (1965), 92-97; Šmahel (1969a), 205.
- 112) Šmahel (1969a), 238. ただしたとえばブルゼニのように、チェコ人が市政を支配しながら反フス派的だった都市もある。Seibt (1962), 34.
- 113) Šmahel (1969a), 242f.; 山中 (1948), 209.
- 114) Šmahel (1969a), 183, 235f., 243; Šmahel, (1969b), 113.
- 115) Graus (1980), 106.
- 116) Šmahel (1969a), 205; Šmahel (1969b), 130; Seibt, 100f. 「選ばれた民」という観念について、本稿 I の注35を参照。
- 117) Graus (1980), 107.
- 118) Graus (1980), 107. またフス派の運動が王と対立して展開し、このため王が民族意識の焦点としての役割を果たさなかったことは、おそらくは近代にまで影響を及ぼすチェコ民族運動の特質を成すものと言ってよいかもしれない。Graus (1980), 107; Šmahel (1969b), 194; Seibt (1965), 115f. ちなみにチェコ民族意識との関わりで、ここでフス派時代のチェコにおける「スラヴ主義」的傾向にふれておこう。スラヴ人の一体性という観念がチェコの史料で確認されるのは13世紀後半以後のことであるが、フス派時代にそれは民衆レベルを含め未曾有の高まりを示した。その際スラヴ主義的傾向はとくに親ポーランド的志向として表れ、たとえばドイツ騎士団に対するポーランド人の闘争に共感が寄せられた。言い換えれば、スラヴ人の一体性といってもその対象は西スラヴ人に限られ、とくにチェコ・ポーランドの運命共同体という観念をほとんど越えなかったと言ってよい（従ってロシアはほとんど念頭に置かれていない）。しかし本稿でもふれたチェコ・ポーランド間の歴史的対立を考えれば、チェコ側からのスラヴ主義的呼びかけがポーランドでどれほどの反響を呼びえたかは疑問とせざるをえない。さらにポーランドの聖職者にしてみればチェコは何よりも「異端」発生の地であり、またポーランドの一般民衆も反フス派プロパガンダに強く影響されていた。またチェコのスラヴ主義的傾向にしても、他のスラヴ諸族よりチェコ人が文化的に優れているとの意識が、そこには覆いがたく表れていた。Graus (1980), 130-137; Šmahel (1969b), 150-161.
- 119) Zernack (1989), 378; Zernack (1994), 179f.
- 120) Graus (1980), 107, 109.

おわりに

ベネディクト・アンダーソンは、近代における「想像の共同体」＝ネーションに先行するヨーロッパの文化システムとして宗教共同体と王国の二つが存在したと言う。このうち前者は、まず非ヨーロッパ世界の探査（マルコ・ポーロを思え！）を通じて異なる宗教共同体が発見され、キリスト教世界の普遍性が相対的なものとなることにより、そしてまた16世紀以降の「出版資本主義」の発展のもとでラテン語（＝キリスト教世界を統合する「聖なる言語」）が俗語の前に没落して

いったことによって解体する。一方諸王家の婚姻関係によって結ばれたヨーロッパの王国秩序も、17世紀以降君主の威信の衰えとともに力を失っていった。¹⁾

前近代と近代との異質性を読み解く海図としてのこのシェーマの面白さ、有効性を幾重にも認めた上でなお、中世東中欧の歴史をたどってきたわれわれは、この二つの時代を架橋する「連続性」にもまた目を向けざるをえない。キリスト教世界の普遍性は、たとえば各国の聖職者が（そして聖職者こそがまず！）民族意識の主要な担い手として現れることを妨げなかった。またキリスト教内部の信仰上の対立が、潜在的な民族対立を流血の争いにまで尖鋭化した顕著な例を、フス派戦争は示している。王国について言えば、王権の主導下で進んだ中世初期の国家形成は、ネーションの形成にとって不可欠とも言うべき重要な役割を果たした。独自の国家を形成しえず、これによってネーション形成の道を絶たれたエルベ・スラヴ人の運命を想起しよう。ネーション形成の長い糸は、アンダーソンの指摘する世界探査とは別の文脈で、また出版資本主義の現れる少なくとも数百年以前まで伸びている。²⁾

もっとも中世におけるネーションと近代のそれとを単純に同一視しえないことは言うまでもない。フス派時代のチェコについて明らかにしたように、民族の問題は、それが最も強く打ち出された場合でもなお信仰の下位にあった。ネーションはなお近代におけるような「宗教の代替物」(Ersatzreligion)³⁾とはなっていない。宗教的、身分的、地域などの社会関係・価値観が強い規制力を持つなかで、民族という要因は、とくに農民大衆のレベルではしばしばその陰にあって潜在的なものにとどまっていた。中世におけるネーションを主体的に構成する者は、基本的に貴族・聖職者に限られていたのである。このような「貴族ネーション」から、一国の住民全体を一理念上ではあれネーションの構成員とする「民衆ネーション」への転換は、まさにヨーロッパ近代の産物であった。⁴⁾

東中欧という歴史的空間の形成という本稿のいま一つの課題について、われわれはキリスト教圏の拡大と植民活動という二つの側面からその過程を追った。9/10世紀以降数百年にわたるこの地のキリスト教化の過程は、信仰を通じて「野蛮」から「文明」の地位に昇り、また教会の力を借りて権力を固めようとする諸侯の野心と結んで進んだ。彼らがキリスト教両派のいずれに帰依するかによって、エルベ・ザレ川以東のスラヴ人居住地域は二つの世界、つまりカトリック圏たる中欧の一部としての東中欧と、東方正教会の勢力下にある東欧とに二分された。

12世紀以降のいわゆる東方植民はこの地の相貌を大きく変えた。森と荒地から成る広大な空間が整然と区画された耕地に姿を変え、西から導入されたフーフエ制が、東中欧を東欧と分かたし、いま一つの重要なメルクマールとなる。注意すべきはフーフエ制の拡張がその東限、つまり西ウクライナとリトアニアにおいて東方正教会に属する東スラヴ人地域にまで食い入っていることである。西ウクライナ（ハリチ・ルテニア）は14世紀にポーランド領となり、これとともにフーフエ制の導入が始まった。14世紀末以降ポーランドと同君連合を結んだリトアニアでも同様であるが、ただしその東部地域ではフーフエ制の導入が難航し、旧来のスラヴ人の小村が生き続けた。また東部の東スラヴ人諸侯はリトアニアへの組み入れ後も東方正教会との結びつきを保ち続ける。⁵⁾こうして東と西との境は宗教、政治、土地制度の三面において必ずしも一致せず、東中欧の東の涯は広い帯状の移行地帯を成すことになる。

東方植民はさらに、西から流れ込んだドイツ人と現地民の間にエスニックな対立の火種を持ち

込むことになった。対立はとりあえずは貴族・聖職者のレベルにとどまり、さらにそこでも対立の局面ばかりが存在したわけではない。むしろ異なるエスニック・グループの融和・同化は、ごく普通に見られる現象であった。ただし同時に、潜在的に存在する民族対立の感情が大衆をも巻き込んで紅蓮の炎を吹き上げる可能性は、すでに中世において十分存在した。1930年代初め、若き日のコンツェが眼前にしたのは、その遠い帰結である。それがヨーロッパの自己破壊とも言うべきカタストロフにまで至ったのは、はたしてとどめがたい歴史の必然であったか。

「近代の民族運動の根源に、他者を排除し傲慢なまでに自己を主張する思考のみが存在したわけでは決してない。…世界市民であることと国民であること（Weltbürgertum und Nationsbürgerschaft）とは決して矛盾せず、むしろ不可分の一体を成すものなのである。⁶⁾コンツェのこの信念を、われわれは自身のものとしうるだろうか。

1) アンダーソン（1987）、第2章。

2) 中世以前のエスニック・グループと中世のネーションとの関連、あるいは「部族」(Stamm)から「民族」(Nation)への移行は、いくつものすぐれた研究（たとえば Wenskus (1961)）にもかかわらずなお未決の問題として残されている。Vgl. Zientara (1981), 316. ちなみにヴェーバーは、「外的なハビトゥスまたは習俗、あるいはこの両者の類似に基づき、あるいは植民や移住の記憶に基づいて、血統を同じくするとの主観的信念を抱いている人間集団」を「エスニック・グループ」と呼ぶ。「Völkerschaft», “Stamm”, “Volk”などはこのようなエスニック・グループであり、そのそれぞれは通常次に来る概念の小区分（前二者については逆の場合もある）として用いられている。ヴェーバーによれば、エスニックな共属（ethnische Gemeinsamkeit）は、たとえば「ジッペ共同体 Sippengemeinschaft」のように現実の共同行為をその本質的要素として含むことを必ずしも要件としない。これに対して「ナショナルな」共属は、共同行為によって生み出される「政治団体 politischer Verband」（＝国家？）を不可欠の要素として含むものとされている。Weber (1980), 237, 240, 242-244. 邦訳として、ヴェーバー (1977). 「部族」「民族」についてさらに、Graus (1980), 12-14; Graus (1965), 13-16; ポミアン (1993), 180-182; 増田 (1974), 46, 71; 増田 (1969), 272-279; 『世界民族問題事典』(1995)の当該項目を参照。

3) Seibt (1965), 115.

4) Schulze (1994), 117f., 212. A. D. スミスの「エトニ」から「ネーション」へという図式をわれわれが採らない理由はすでに述べた (I-2)。この点に関連して、さらにコンツェの次のような発言を紹介しておこう。「民族学者であれば『エトノス』や『エトニ』のような包括的な術語を用いて“Volk”や“Nation”のような呼び名の曖昧さを避け、用語の混乱をうまく処理しようとすることもできるだろう。確かに歴史家は、このようにして作り出された学問上の概念を受け入れることができるし、また受け入れるべきでもある。しかし同時に彼は、歴史に規定され、従って多様な意味を持つ“Volk”や“Nation”や“Stamm”のような用語を断念しえないのである。」Conze (1985a), 355.

5) ポーランドとの同盟が結ばれて以後、リトアニアの東方正教会は東方教会全体の支配権を要求するモスクワ大公国と対立した。16世紀末、モスクワに設置された総大司教座がリトアニアを含む「全ロシア」に対する管轄権を主張したのに対し、リトアニア大公国の正教司教は代表をローマに送り、彼らがローマ教会の管轄下 (!) にあるとの保証を得た。Conze (1992b), 129-132.

6) Conze (1964), 352.

〈地名対照一覧〉

*本文中反復して現れる地名について、現地語（左側）とドイツ語による呼び名を記しておく。

ヴィスワ川＝ヴァイクセル川

ヴェルコボルスカ＝大ポーランド
 ヴロツワフ＝ブレスラウ
 エステルゴム＝グラ
 オドラ川＝オーデル川
 オロモウツ＝オルミュッツ
 キューヴィ＝クヤヴィエン
 クトナー・ホラ＝クッテンベルク
 グニエズノ＝グネーゼン
 クラクフ＝クラカウ
 シロンスク＝シュレーヂェン
 シロンスク・グールニ＝オーバーシュレーヂェン
 ハリチ・ルテニア＝ロートロイセン（西ウクライナ）
 プルゼニ＝ピルゼン
 ブルノ＝ブリュン
 ポズナン＝ポーゼン
 ポモジェ＝ボンメルン
 マウォポルスカ＝小ポーランド
 マゾフシェ＝マゾヴィエン
 マラー・ストラナ＝クラインザイテ

〈参考文献一覧〉

* 著者名等の後の（ ）内は発行年。ただし論文集の場合、所収された書物の発行年とは別に論文初出の年をここに記している。

- Aretin, K. O. Freiherr von / Conze, W. (1977) : hrsg., Deutschland und Russland im Zeitalter des Kapitalismus 1861-1914. 1. Deutsch-Sowjetisches Historikertreffen in der Bundesrepublik Deutschland. Mainz, 14.-21. Oktober 1973, Wiesbaden.
- Bayerischer Schulbuch-Verlag (1970) : hrsg., Grosser Historischer Weltatlas, 2. Teil, München.
- Beumann, H. (1978) : Die Bedeutung des Kaisertums für die Entstehung der deutschen Nation im Spiegel der Bezeichnungen von Reich und Herrscher, in : Beumann / Schröder (1978), S. 317-365.
- Beumann, H./Schröder, W. (1978) : hrsg., Aspekte der Nationenbildung im Mittelalter, Sigmaringen.
- Brenner, R. (1976) : Agrarian class structure and economic development in preindustrial Europe, in : Past and Present 70, pp. 30-75.
- Bretholz, B. (1923) : hrsg., Die Chronik der Böhmen des Cosmas von Prag, Berlin (ND München 1980).
- Brunner, O. u. a. (1992) : hrsg., Geschichtliche Grundbegriffe, Bd. 7, Stuttgart.
- Conze, W. (1934) : Hirschenfeld. Die Geschichte einer deutschen Sprachinsel in Livland, Berlin.
- (1940) : Agrarverfassung und Bevölkerung in Litauen und Weißrußland. 1. Teil : Die Hufenverfassung im ehemaligen Großfürstentum Litauen, Leipzig.
- (1951) : Nationalstaat oder Mitteleuropa? Die Deutschen des Reichs und die Nationalitätenfragen Ostmitteleuropas im ersten Weltkrieg, in : ders. (Hg.), Deutschland und Europa. Festschrift für Hans Rothfels zum 60. Geburtstag, Düsseldorf, S. 201-230.
- (1958) : Polnische Nation und deutsche Politik im Ersten Weltkrieg, Köln/Graz.
- (1964) : Nation und Gesellschaft. Zwei Grundbegriffe der revolutionären Epoche, in : Conze (1992a), S. 341-354.
- (1979) : Staatsnationale Entwicklung und Modernisierung im Deutschen Reich 1871-1914, in : W.

- Conze/G. Schramm/K. Zernack (Hg.), *Modernisierung und nationale Gesellschaft im ausgehenden 18. und 19. Jahrhundert. Referate einer deutsch-polnischen Historikerkonferenz*, Berlin, S. 59-70.
- (1983a) : Hans Rothfels, in : *Historische Zeitschrift* 237, S. 311-360.
- (1983b) : Nationsbildung durch Trennung. Deutsche und Polen im preußischen Osten, in : Conze (1992a), S. 374-400.
- (1985a) : Ethnogenese und Nationsbildung. Ostmitteleuropa als Beispiel, in : Conze (1992a), S. 355-373.
- (1985b) : Die Königsberger Jahre, in : A. Hillgruber (Hg.), *Vom Beruf des Historikers in einer Zeit beschleunigten Wandels. Akademische Gedenkfeier für Theodor Schieder am 8. Februar 1985 in der Universität zu Köln*, München, S. 23-31.
- (1992a) : Gesellschaft - Staat - Nation. *Gesammelte Aufsätze*, hrsg. von U. Engelhardt/R. Koselleck/W. Schieder, Stuttgart.
- (1992b) : Ostmitteleuropa. Von der Spätantike bis zum 18. Jahrhundert, hrsg. und mit einem Nachwort von K. Zernack, München.
- Ehlers, J. (1989a) : Die deutsche Nation des Mittelalters als Gegenstand der Forschung, in : Ehlers (1989b), S. 11-58.
- (1989b) : hrsg., *Ansätze und Diskontinuität deutscher Nationsbildung im Mittelalter*, Sigmaringen.
- Graus, F. (1965) : Die Entstehung der mittelalterlichen Staaten in Mitteleuropa, in : *Historica* 10, S. 5-65.
- (1966) : Die Bildung eines Nationalbewußtseins im mittelalterlichen Böhmen, in : *Historica* 13, S. 5-49.
- (1971) : *Struktur und Geschichte. Drei Volksaufstände im mittelalterlichen Prag*, Sigmaringen.
- (1975), *Lebendige Vergangenheit. Überlieferung im Mittelalter und in den Vorstellungen vom Mittelalter*, Köln.
- (1980) : Die Nationenbildung der Westslawen im Mittelalter, Sigmaringen.
- Gschnitzer, F. (1992) : Volk, Nation, Nationalismus, Masse (Altertum), in : Brunner (1992), S. 151-171.
- Harnisch, H. (1991) : Die Landgemeinde im ostelbischen Gebiet (mit Schwerpunkt Brandenburg), in : P. Blickle (Hg.), *Landgemeinde und Stadtgemeinde in Mitteleuropa. Ein struktureller Vergleich* (*Historische Zeitschrift*, Beiheft 13), München, S. 309-332.
- Hobsbawm, E. J. (1990) : *Nations and nationalism since 1780. Programme, myth, reality*, New York/Port Chester/Melbourne/Sydney.
- Jeismann, M. (1992) : *Das Vaterland der Feinde. Studien zum nationalen Feindbegriff und Selbstverständnis in Deutschland und Frankreich 1792-1918*, Stuttgart.
- Kalivoda, R. (1967) : *Seibts Hussitica und die hussitische Revolution*, in : *Historica* 14, S. 225-246.
- Karl, H.-D. (1978) : Einige Beobachtungen zum Sprachgebrauch von *natio* im mittelalterlichen Latein mit Ausblicken auf das neuhochdeutsche Fremdwort *Nation*, in : Beumann/Schröder (1978), S. 63-108.
- Kocka, J. (1986) : Werner Conze und die Sozialgeschichte in der Bundesrepublik Deutschland, in : *Geschichte in Wissenschaft und Unterricht* 36, S. 595-602.
- Koselleck, R. (1987) : Werner Conze. Tradition und Innovation, in : *Historische Zeitschrift* 245, S. 529-543.
- Kuhn, W. (1954) : *Siedlungsgeschichte Oberschlesiens*, Würzburg.
- (1975a) : Die deutschrechtliche Siedlung in Kleinpolen, in : Schlesinger (1975b), S. 369-415.
- (1975b) : Westslawische Landesherrn als Organisatoren der mittelalterlichen Ostsiedlung, in : Schlesinger (1975b), S. 225-261.
- Moraw, P. (1993) : Das Mittelalter, in : F. Prinz (Hg.), *Deutsche Geschichte im Osten Europas: Böhmen*

- und Mähren, Berlin, S. 24-178.
- (1994) : Das Mittelalter (bis 1469), in : N. Conrads (Hg.), Deutsche Geschichte im Osten Europas : Schlesien, Berlin, S. 38-176.
- Press, V. (1992) : Von der mittelalterlichen zur frühneuzeitlichen Ostsiedlungsbewegung - ein Rückblick, in : K. J. Bade (Hg.), Deutsche im Ausland - Fremde in Deutschland. Migration in Geschichte und Gegenwart, München, S. 29-36.
- Rogall, J. (1996a) : Nachbarn in Europa, in : Rogall (1996c), S. 13-20.
- (1996b) : Polen vom Mittelalter bis zu den Polnischen Teilungen, in : Rogall (1996c), S. 22-170.
- (1996c) : hrsg., Deutsche Geschichte im Osten Europas : Land der großen Ströme. Von Polen nach Litauen, Berlin.
- Schieder, T. (1966) : Typologie und Erscheinungsformen des Nationalstaats in Europa, in : ders., Nationalismus und Nationalstaat. Studien zum nationalen Problem im modernen Europa, hrsg. von O. Dann/H.-U. Wehler, Göttingen 1992, S. 65-86.
- Schieder, W. (1987) : Sozialgeschichte zwischen Soziologie und Geschichte. Das wissenschaftliche Lebenswerk Werner Conzes, in : Geschichte und Gesellschaft 13-2, S. 244-266 ;
- Schlesinger, W. (1975a) : Zur Problematik der Erforschung der deutschen Ostsiedlung, in : Schlesinger (1975b), S. 11-30.
- (1975b) : hrsg. Die deutsche Ostsiedlung des Mittelalters als Problem der europäischen Geschichte, Sigmaringen.
- (1978) : Die Entstehung der Nationen. Gedanken zu einem Forschungsprogramm, in : Beumann/Schröder (1978), S. 11-62.
- Schulze, H. (1994) : Staat und Nation in der europäischen Geschichte, München.
- Seibt, F. (1962) : Die Hussitenzeit als Kulturepoche, in : Seibt (1991), S. 27-96.
- (1963) : Die hussitische Revolution, in : Seibt (1991), S. 79-96.
- (1965) : Hussitica, Zur Struktur einer Revolution, München.
- (1966) : Die hussitische Revolution und die europäische Gesellschaft, in : Seibt (1991), S. 121-132.
- (1971) : Zur Entwicklung der böhmischen Staatlichkeit 1212-1471, in : Seibt (1991), S. 133-151.
- (1991) : Hussitenstudien. Personen, Ereignisse, Ideen einer frühen Revolution, München 1991².
- Sheehan, J. J. (1981) : What is German history ? Reflections on the role of nation in German history and historiography, in : Journal of Modern History 53-1, pp. 1-23.
- Skocpol, T. (1974) : Wallerstein's world capitalist system : A theoretical and historical critique, in : do., Social revolutions in the modern world, Cambridge U. P. 1994, pp. 55-71.
- Šmahel, F. (1969a) : The idea of the Nation in Hussite Bohemia, in : Historica 16, pp. 143-247.
- (1969b) : The idea of the Nation in Hussite Bohemia, in : Historica 17, pp. 93-197.
- Smith, A. D. (1987) : The ethnic origins of nations, New York (1986 Oxford).
- (1988) : The myth of the modern nation and the myths of nations, in : Ethnic and Racial Studies 11-1, pp. 1-26.
- (1989) : The origins of nations, in : Ethnic and Racial Studies 12-3, pp. 340-367.
- (1992) : Nationalism and the historians, in : do. ed., Ethnicity and nationalism, Leiden/New York/Köln, pp. 58-80.
- (1994) : The problem of national identity : ancient, medieval and modern ?, in : Ethnic and Racial Studies 17-3, pp. 375-399.
- Weber, M. (1980) : Wirtschaft und Gesellschaft. Grundriß der verstehenden Soziologie, Tübingen 1980⁵.
- Wenskus, R. (1961), Stammesbildung und Verfassung. Das Werden der frühmittelalterlichen gentes, Köln/Graz.

- Werner, K. F. (1992), Volk, Nation, Nationalismus, Masse (Mittelalter), in: Brunner (1992), S. 171-281.
- Wiesinger, P. (1989) : Regionale und überregionale Sprachausformung im Deutschen vom 12. bis 15. Jahrhundert unter dem Aspekt der Nationsbildung, in: Ehlers (1989b), S. 321-343.
- Zernack, K. (1980) : Der hochmittelalterliche Landesausbau als Problem der Entwicklung Ostmitteleuropas, in : ders., Preußen - Deutschland - Polen. Aufsätze zur Geschichte der deutsch-polnischen Beziehungen, hrsg. von W. Fischer/M. G. Müller, Berlin 1991, S. 185-202.
- (1989) : Zusammenfassung, in : Ehlers (1989b), S. 377-382.
- (1992) : Nachwort. Werner Conze als Osteuropahistoriker, in : Conze (1992b), S. 238-248.
- (1994) : Zum Problem der nationalen Identität in Ostmitteleuropa, in : H. Berding (Hg.), Nationales Bewußtsein und kollektive Identität, Frankfurt a. M., S. 176-188.
- Zientara, B. (1975) : Die deutschen Einwanderer in Polen vom 12. bis zum 14. Jahrhundert, in : Schlesinger (1975b), S. 333-348.
- (1981) : Nationale Strukturen des Mittelalters. Ein Versuch zur Kritik der Terminologie des Nationalbewußtseins unter besonderer Berücksichtigung osteuropäischer Literatur, in : Saeculum. Jahrbuch für Universalgeschichte 32, S. 301-316.
- Zorn, W. (1986) : Werner Conze zum Gedächtnis, in : Vierteljahrschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte 73, S. 153-157.

相沢浩巳 (1982) : 「建国期におけるハンガリーの社会と教会」『東欧史研究』5, 1-25頁.

饗庭孝男 (1991) : 『ヨーロッパとは何か』小沢書店.

浅野啓子 (1989) : 「研究動向 : F. Seibt, Hussitica. Zur Struktur einer Revolution (Köln/Graz 1965) をめぐって」『東欧史研究』12, 77-85頁.

— (1990) : 「15世紀フス派革命におけるブラハ四カ条」『社会科学討究』(早稲田大学) 35-3, 59-82頁.

— (1996) : 「ブラハのイエロニーム—中世後期チェコ改革運動におけるその役割—」『史観』(早稲田大学) 132, 17-30頁.

阿部謹也 (1965) : 「西ドイツの東方研究と西欧理念—中世東ドイツ植民史研究を中心に—」同『歴史と叙述—社会史への道—』人文書院, 1985年, 7-31頁.

— (1974) : 『ドイツ中世後期の世界』未来社.

荒木勝 (1985) : 「ポーランド最古の年代記—『匿名のガル年代記』について—」『岡山大学法学会雑誌』35-2, 227-277頁.

— (1996a) : 「『匿名のガル年代記』第一巻(翻訳と注釈)[第18章から第31章まで]」『岡山大学法学会雑誌』45-2, 203-240頁.

— (1996b) : 「『匿名のガル年代記』第二巻(翻訳と注釈)[第1章から第16章まで]」『岡山大学法学会雑誌』46-1, 198-242頁.

アンダーソン, B. (1987) : 『想像の共同体』(白石隆・白石さや訳)リプロポート.

井内敏夫 (1990) : 「14-15世紀前半のポーランドにおける王と国家と社会」『スラヴ研究』37, 155-173頁.

— (1991) : 「1253年のポズナン市のロカーツィア」『ロシア・東欧の歴史と文化』早稲田大学社会科学研究所, 105-125頁.

— (1992) : 「13世紀ポーランドの都市改革と『ドイツ法』」山本俊朗編『スラヴ世界とその周辺』ナウカ株式会社.

イグネ, C. (1997) : 『ドイツ植民と東欧世界の形成』(宮島直機訳)彩流社.

ヴェーバー, M. (1917) : 「ドイツにおける選挙法と民主主義」同『政治論集 1』(中村・山田・林・嘉目訳)みすず書房, 1982年, 263-313頁.

— (1962) : 『支配の社会学 2』(世良晃志郎訳)創文社.

— (1974) : 『法社会学』(世良晃志郎訳)創文社.

- (1977): 「種族的共同社会関係」(中村貞二訳)『みすず』211, 64-81頁.
- ヴェーラー, H.-U. 編 (1982/83): 『ドイツの歴史家 1, 2』(ドイツ現代史研究会訳) 未来社.
- 江川温 (1989): 「中世フランス王国の民族意識」中村賢二郎編『国家—理念と制度—』京都大学人文科学研究所, 1-40頁.
- (1995): 「民族意識の発展」朝治啓三・江川温・服部良久編『西欧中世史(下)—危機と再編—』ミネルヴァ書房, 105-129頁.
- 川田順造・福井勝義編 (1988): 『民族とは何か』岩波書店.
- ギェイシトル, A. (1979): 「東欧と西欧の文化交流」バラクロウ (1979), 191-224頁.
- キューニェーヴィチ, S. 編 (1986): 『ポーランド史 1』(加藤一夫・水島孝生訳) 恒文社.
- グラウス, G. (1979): 「スラヴ人とゲルマン人」バラクロウ (1979), 15-48頁.
- ザイプト, F. (1979): 「キリスト教の布教とその組織—修道士—」バラクロウ (1979), 91-138頁.
- 佐々木博光 (1989): 「ドイツ騎士修道会とプロイセン人」『史林』72-6, 1-36頁.
- (1992): 「出自神話でみるドイツ史」『人文月報』(京都大学) 61, 97-133頁.
- 薩摩秀登 (1991): 『王権と貴族—中世チェコにみる中欧の国家—』日本エディターズスクール出版部.
- (1992): 「中世チェコ王国における国王都市の地位」『明治大学教養論集』243, 1-17頁.
- (1995a): 「14-15世紀におけるチェコの国家体制とその特質」『人文科学研究所紀要』(明治大学) 38, 233-242頁.
- (1995b): 「フス派の形成と都市指導層—最近のチェコにおける研究によせて—」『明治大学教養論集』278, 1-16頁.
- (1996): 「正統としてのフス派」『人文科学論集(明治大学)』41/42, 7-15頁.
- 佐藤芳行 (1989): 「リトワニアと白ロシアにおける世帯と農業構造」『商経論叢』(九州産業大学) 29-3, 73-93頁.
- 『サリカ法典』(1977): (久保正幡訳) 創文社.
- 下野義郎 (1987): 「中世フランスにおける国家と『国民』について」世良晃志郎編『ヨーロッパ身分制社会の歴史と構造』創文社, 587-670頁.
- シュガー, P. F. / レーデラー, I. J. (1981): 『東欧のナショナリズム—歴史と現在—』(東欧史研究会訳) 刀水書房.
- 鈴木健夫 (1990): 『帝政ロシアの共同体と農民』早稲田大学出版部.
- スターリン, I. V. (1929): 「民族問題とレーニン主義」『スターリン全集 第11巻』大月書店, 1953年, 366-388頁.
- (1950): 「言語学におけるマルクス主義について」『スターリン戦後著作集』(スターリン全集刊行会訳) 大月書店, 1954年, 133-162頁.
- 『世界民族問題事典』(1995): (梅棹忠夫監修・松原正毅他編) 平凡社.
- 高村象平 (1980): 『中世都市の諸相』筑摩書房.
- 田口富久治・木下昭 (1996): 『民族の政治学』法律文化社.
- 千賀徹 (1982): 「いわゆる『大モラヴィア国』の所在について」『東欧史研究』5, 26-43頁.
- 服部良久 (1995): 「地域と国家統合」江川温・服部良久編『西欧中世史(中)—成長と飽和—』ミネルヴァ書房, 77-101頁.
- バラクロウ, G. 編 (1979): 『新しいヨーロッパ像の試み—中世における東欧と西欧—』刀水書房.
- 半田元夫・今野國雄 (1977): 『キリスト教史 I 宗教改革以前』山川出版社.
- 肥前栄一 (1986): 『ドイツとロシア—比較社会経済史の一領域—』未来社.
- ブルンナー, O. (1974): 『ヨーロッパ—その歴史と精神—』(石井紫郎他訳) 岩波書店.
- ベレンド, I. T. / ラーンキ, G. (1978): 『東欧経済史』(南塚信吾監訳) 中央大学出版部.
- ホイジンガ, J. (1940): 「19世紀末までのヨーロッパ史における愛国心とナショナリズム」(里見元一郎訳)『ホイジンガ選集 2』河出書房新社, 1990年, 179-266頁.

- ボグダン, H. (1993): 『東欧の歴史』(高井道夫訳)中央公論社.
- ポスタン, M. (1979): 「東欧と西欧の経済関係」バラクロウ(1979), 139-190頁.
- ポーブル, K. (1979): 「東欧と西欧の政治関係」バラクロウ(1979), 49-90頁.
- ポミアン, K. (1993): 『ヨーロッパとは何か』(松村剛訳)平凡社.
- 増田四郎(1969): 『ゲルマン民族の国家と経済』(増補版)勁草書房.
- (1974): 『西洋中世社会史研究』岩波書店.
- 丸山眞男(1964): 「戦前における日本の右翼運動」『丸山眞男集 第9巻』岩波書店, 1996年, 147-160頁.
- マン, T. (1945): 「ドイツとドイツ人」同『講演集 ドイツとドイツ人』(青木順三訳)岩波書店, 1990年, 5-38頁.
- 森本芳樹(1965): 「東ドイツ植民期における領主制の構造」『社会経済史学』30-5, 1-28頁.
- 森安達也編(1986): 『スラヴ民族と東欧ロシア』(民族の世界史10)山川出版社.
- 矢田俊隆編(1977): 『東欧史』山川出版社.
- 山井敏章(1993): 『ドイツ初期労働者運動史研究』未来社.
- 山田作男(1982): 『プロイセン史研究序説』風間書房.
- 山中謙二(1948): 『フシーテン運動の研究』聖文舎, 1974年(初版1948年).

〔付記〕 前号所収の本稿(上)について、以下の訂正を行う(下線は訂正部分)。

1. 22頁12~13行目:

ザルツブルクおよびレーゲンスブルクの大司教座

→ザルツブルクおよびレーゲンスブルクの大司教座ならびに司教座

2. 23頁18行目(下線部削除):

(大ポーランド。現在のポーランド北西部)

→(大ポーランド)

3. 29頁19~23行目:

本稿では「ネーション」の概念を先に見た……

→本稿では「ネーション」の概念を先に見たスミスの規定に従って理解しつつも、ただし統一的経済圏、全成員に妥当する法的権利・義務という二つの要因については近代に固有なものとして留保したうえで、「ネーション」の概念を近代以前にも遡って適用可能なものとする(その際とくに不都合がなければ「民族」という訳語も用いる³³⁾)。このように規定された「ネーション」は、ただしあくまで「理念型」として構成されたものであり、近代におけるネーションでさえ、スミスの挙げたメルクマールのすべてを常に完全に備えているわけではない。